

令和4年度

障がい者スポーツセンターの設置に係る検討結果  
(最終報告)

令和5年3月

札幌市障がい者スポーツ普及促進協議会

## 札幌市障がい者スポーツ普及促進協議会

あさか ひろふみ  
浅香 博文

一般社団法人札幌市障がい者スポーツ協会 会長

いしかわ ちかし  
石川 誓志

札幌市体育振興会連絡協議会 会長

うえしま としひろ  
上嶋 敏裕

札幌市スポーツ推進委員会 理事長

おおたに さとみ  
大谷 聡美

札幌市 保健福祉局障がい保健福祉部長

おやま くによし  
小山 晋義

株式会社北海道銀行 経営企画部広報 CSR 室長

兼サステナビリティ推進室上席調査役

かなや やすゆき  
金谷 泰亨

札幌市 スポーツ局スポーツ部長

かわしま ゆきお  
川島 行雄

一般財団法人札幌市スポーツ協会 理事兼事務局長

きしなみ みつひろ  
岸波 光弘

株式会社北洋銀行 経営企画部広報室長

兼サステナビリティ推進室長

さとう ひろし  
佐藤 浩史

一般社団法人札幌市障がい者スポーツ指導者協議会 会長

はせがわ まさと  
長谷川 正人

札幌市教育委員会 学校教育部長

ほんま きんや  
本間 欽也

株式会社北海道新聞社 企画室スポーツ戦略本部 部長

やすい ともやす  
安井 友康

北海道教育大学札幌校 教授

(五十音順、敬称略)

# 目次

序章 検討の背景	1
1 障がいのある方のスポーツ環境の整備に係る検討	1
2 障がい者スポーツ活動を取り巻く背景	1
第1章 札幌市における障がい者スポーツの現状と課題	2
1 障がい者手帳所持者数	2
2 障がい者のスポーツ実施状況	4
3 障がい者スポーツの実施環境	9
4 障がい者スポーツをささえる仕組み	16
5 障がい者スポーツを通じた障がいの理解促進や共生社会実現について	20
6 札幌市における障がい者スポーツの課題	23
7 札幌市が目指す障がいのある方のスポーツ環境	27
第2章 障がい者スポーツセンターの設置意義	28
1 拠点施設の必要性	28
2 拠点施設の在り方	30
3 新施設のコンセプト	32
4 導入機能	34
5 普及振興策	36
6 冬季スポーツの振興策	37
7 運営体制	38
8 市内他施設との役割分担	39
参考資料	43



## 序章 検討の背景

### 1 障がいのある方のスポーツ環境の整備に係る検討

障がいのある方のスポーツ環境の整備については、「札幌市スポーツ推進計画」において、「障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツを楽しめるようにするために、利用しやすいスポーツ施設の環境整備（中略）などを通して、障がいのある方のスポーツの機会を確保し、障がいのある方とない方のスポーツによる交流を支援します。」とされ、同計画改定版（令和元年6月28日策定）においても、「年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、スポーツは誰もが参加できるものであり、（中略）多様な人々がスポーツを通じて社会に参加することができるよう、スポーツを楽しむ環境を充実させるとともに、そのための活動を支援します。」とされている。

このような中、「札幌市まちづくり戦略ビジョンアクションプラン 2019（令和元年12月25日策定）」において、「障がい者スポーツセンター検討調査事業」として、令和3年度及び令和4年度に「冬季オリンピック・パラリンピックの招致を見据え、障がい者スポーツの普及振興や競技力向上のため、障がい者スポーツの活動拠点の整備に向けた検討調査」を進めることとされた。

本報告書は、令和3年度及び令和4年度の検討調査結果を取りまとめるものである。

なお、「札幌市施設配置活用実施方針（令和3年5月25日策定）」においても「障がいの有無にかかわらず誰もがスポーツを楽しめる環境づくりに向け、（中略）障がい者スポーツの活動拠点となる『障がい者スポーツセンター』の設置を検討します。」とされている。

### 2 障がい者スポーツ活動を取り巻く背景

国が策定した「第3期スポーツ基本計画」において、「障がい者がスポーツを通じて社会参画することができるよう、障がい者スポーツの実施環境を整備するとともに、スポーツを実施していない非実施層に対する関心を高めることや障がい者スポーツの体験等による一般社会に対する障がい者スポーツの理解啓発に取り組むことにより、人々の意識が変わり、共生社会が実現されることを目指す。」とされている。

また、東京2020パラリンピック競技大会後の状況として、スポーツへの興味・関心が向上している。

このような中、地方自治体や企業においても、障がい者スポーツイベント等を開催し、障がいのある方に対しては競技の普及、障がいのない方に対しては障がい者スポーツに対する理解拡大を図っている。

## 第1章 札幌市における障がい者スポーツの現状と課題

本章では、札幌市における障がい者スポーツの現状と課題を整理する。

### 1 障がい者手帳所持者数

札幌市の障がい者スポーツの現状を整理するにあたり、まず札幌市の障がいのある方の人数や障がい者区分（等級、種類）別の人数を整理する。

2021 年度末時点における札幌市の障がい者手帳所持者数は約 13 万人である。障がい区分別では、身体障がい者の人数が約 8 万人、知的障がい者の人数が約 2 万人、精神障がい者の人数が約 3 万人であり、身体障がい者が最も多い状況である。

札幌市障がい者手帳保持者数（2021 年度末時点）

市内総人口 (人) (R4.4.1 現在)	障がい者手帳保持者数（人）						
	身体障がい		知的障がい（療育）		精神障がい		
	手帳保持者数 (人)	対人口比 (%)	手帳保持者数 (人)	対人口比 (%)	手帳保持者数 (人)	対人口比 (%)	
1,970,407	134,342 (※)	82,359	4.2	20,498	1.0	31,485	1.6

※重複で交付を受けている場合あり

出所：札幌市障がい保健福祉概要（令和4年度版）をもとに作成

身体障がい者数を障がい等級別にみると、1,2 級の人が全体の約半分を占め、3,4 級の人が約 4 割、5,6 級の人が約 1 割を占めている。

札幌市身体障害者手帳所持者数（障がい等級別）

障がい等級	身体障害者手帳所持者数（人）	構成比（%）
1 級	29,306	35.6
2 級	12,580	15.3
3 級	12,201	14.8
4 級	19,538	23.7
5 級	4,768	5.8
6 級	3,966	4.8
合計	82,359	100

出所：札幌市障がい保健福祉概要（令和4年度版）をもとに作成

身体障がい者数を障がいの種類ごとにみると、肢体不自由の人数が全体の 53%を占め、最も多い。その内、下肢障がいの人数が全体の約 30%、上肢障がいの人数が全体の約 18%を占めており、視覚・聴覚障がいの人数はそれぞれ全体の約 5%を占めている状況である。

身体障害者手帳所持者数（障がい状況別）

障がい状況	身体障害者手帳所持者数（人）	構成比（%）
視覚障がい	4,391	5.3
聴覚・平衡機能障がい	5,331	6.5
聴覚	5,275	6.4
平衡機能	56	0.1
音声・言語・そしゃく機能障がい	891	1.1
肢体不自由	43,951	53.4
上肢	14,669	17.8
下肢	24,666	29.9
体幹	4,312	5.2
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能	304	0.4
内部機能障がい	27,795	33.7
合計	82,359	100

出所：札幌市障がい保健福祉概要（令和4年度版）をもとに作成

知的障がい者数を障がい区分別にみると、軽度の人数（約 1 万人）が約 5 割を占めている。

療育手帳所持者数

区分	療育手帳所持者数（人）	構成比（%）
A（重度）	6,191	30.2
B（中度）	4,252	20.7
B-（軽度）	10,055	49.1
合計	20,498	100

出所：札幌市障がい保健福祉概要（令和4年度版）をもとに作成

精神障がい者数については、3 級（約 1.5 万人）と 2 級（約 1.5 万人）の人数がそれぞれ全体の約 50%を占めています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数

区分	精神障害者保健福祉手帳所持者数（人）	構成比（%）
1 級	1,453	4.6
2 級	15,216	48.3
3 級	14,816	47.1
合計	31,485	100

出所：札幌市障がい保健福祉概要（令和4年度版）をもとに作成

## 2 障がい者のスポーツ実施状況

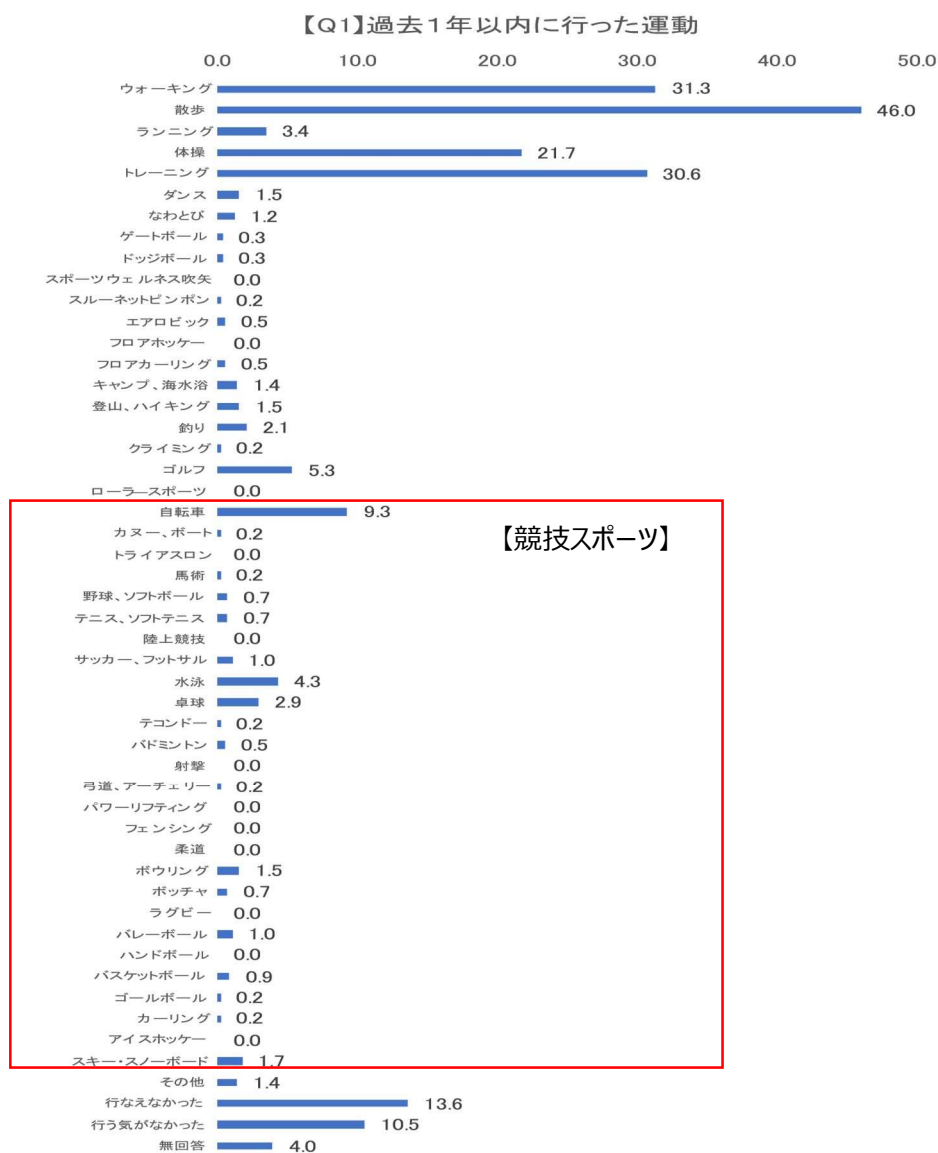
次に、札幌市の障がいのある方（18歳以上）を対象としたアンケート調査結果（令和4年度障がい者の運動などの活動に関するアンケート調査）をもとに、札幌市の障がい者スポーツの実施状況等について整理する。

### （1）スポーツ実施種目

スポーツ実施種目については、散歩（46%）・ウォーキング（31%）・トレーニング（30%）・体操（21%）といった、自宅などで実施できる簡単な運動が主となっている。一方で、本格的な競技スポーツを実施している人は非常に少ない状況である。自転車（9%）、水泳（4%）以外の競技スポーツはほとんど実施されていない。（ここでは、「競技スポーツ」とは、オリンピック、パラリンピック、デフリンピック、スペシャルオリンピックス等の国際大会の公式種目のことを指します。）

また、冬季スポーツ（カーリング（0.17%）、アイスホッケー（0.00%）、スキー、スノーボード（1.72%））も、ほとんど実施されていない。

スポーツ実施種目（N=581, MA）



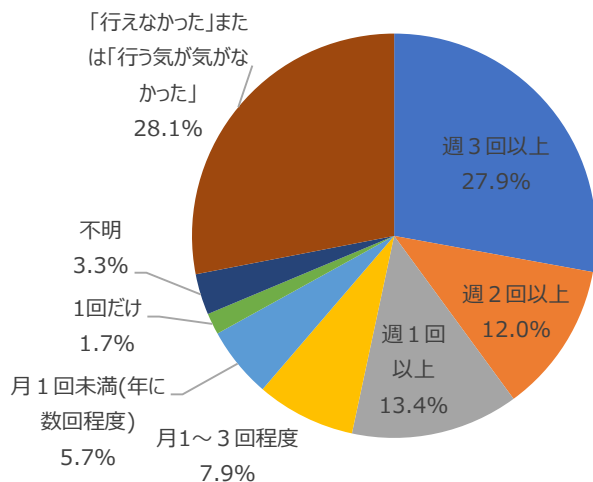
出所：札幌市令和4年度障がい者の運動などの活動に関するアンケート調査 調査結果より作成



## (2) スポーツ実施率

スポーツ実施率（週 1 回以上のスポーツ実施頻度）については、53.5%であり、全国平均（31%）（令和 3 年度スポーツ庁調査）より高い状況である。

スポーツ実施率（N=581, SA）

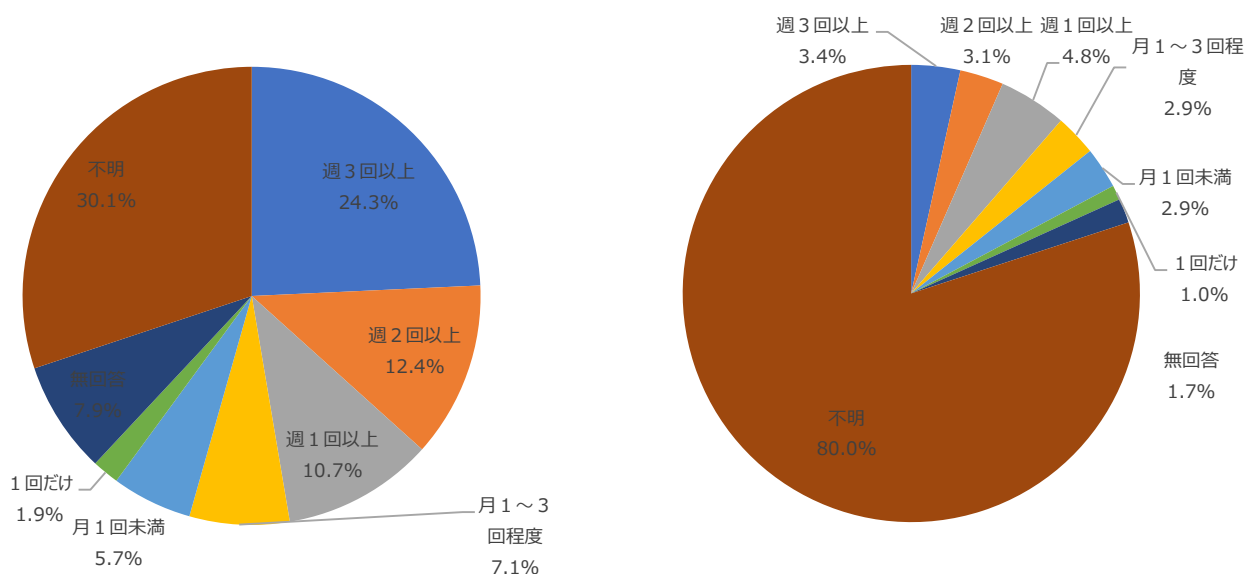


出所：札幌市令和 4 年度障がい者の運動などの活動に関するアンケート調査 調査結果より作成

種目別にスポーツ実施率をみると、ウォーキング・トレーニング等の簡単な運動・スポーツ、レクリエーション、アウトドアのスポーツ実施率は、47.3%ある。一方で、競技スポーツのスポーツ実施率は、11.4%と低い状況である。

左：スポーツ実施率（簡単な運動・スポーツ、レクリエーション、アウトドア）（N=581, SA）

右：スポーツ実施率（競技スポーツ）（N=581, SA）

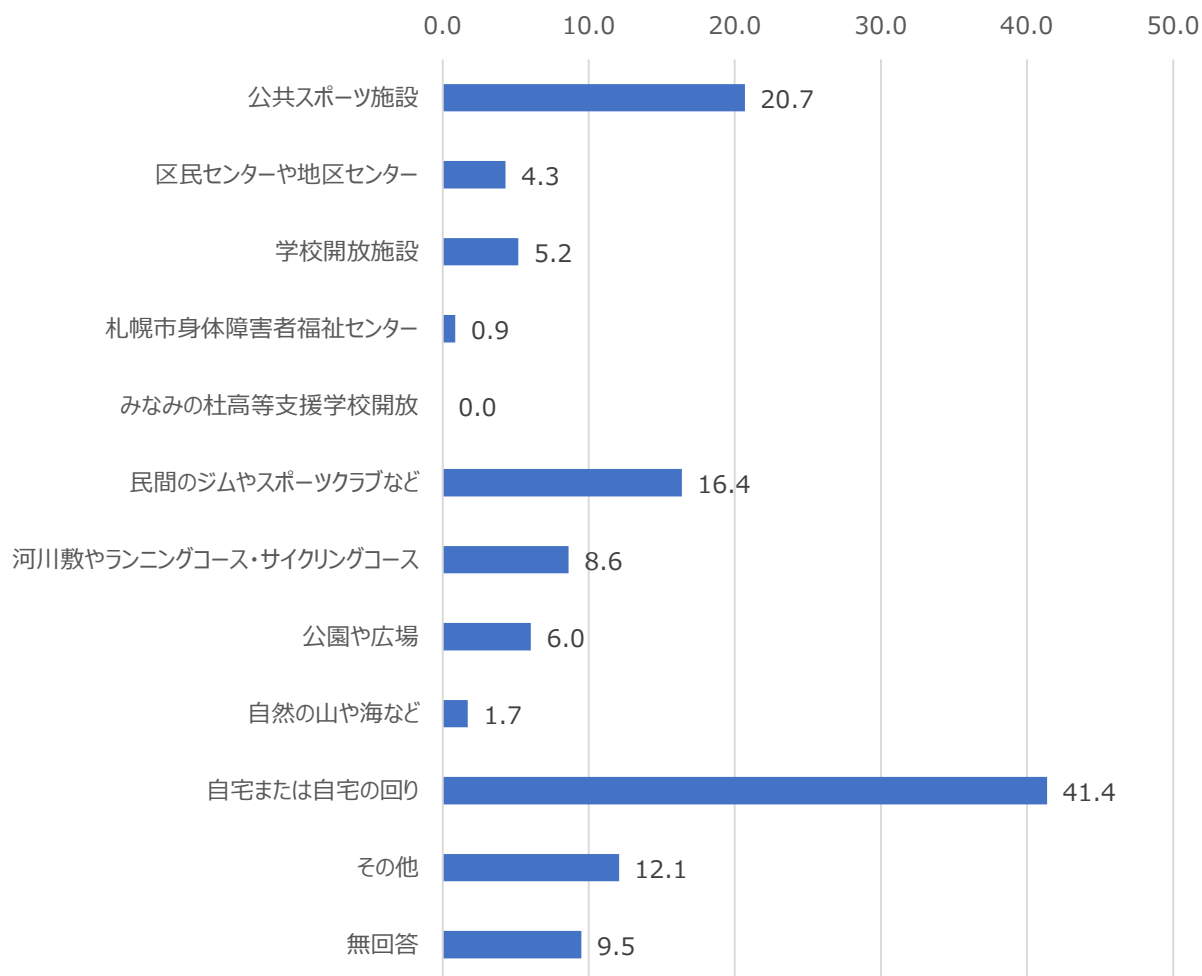


出所：札幌市令和 4 年度障がい者の運動などの活動に関するアンケート調査 調査結果より作成

### (3) スポーツ実施場所

競技スポーツの実施場所は、自宅または自宅周辺（41.4%）が主となっている。一方で、公共スポーツ施設を利用する人は約 21%と比較的少なく、区民センターや学校開放施設といった身近な公共施設、札幌市身体障害者福祉センター等を利用している人は約 5%とさらに少ない状況である。自宅または自宅周辺で実施できる、自転車等の競技スポーツを行う人は多い一方で、公共施設でしかできない競技スポーツを実施する人が少ないことが伺える。

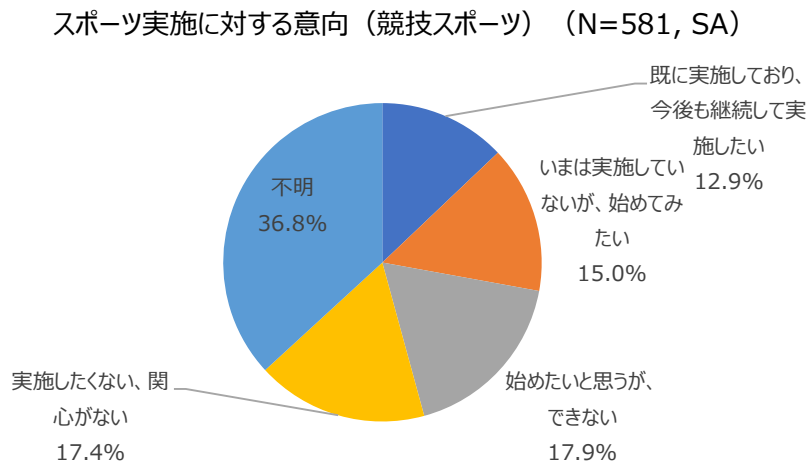
競技スポーツ実施場所（N=112, MA）



出所：札幌市令和4年度障がい者の運動などの活動に関するアンケート調査 調査結果より作成

#### (4) スポーツ実施意向（実施頻度、種目）

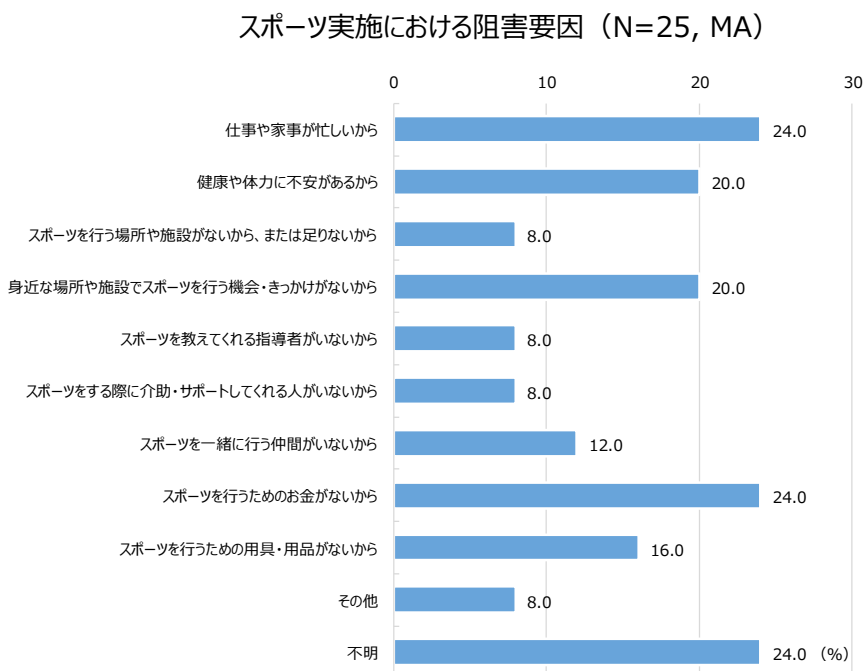
競技スポーツの実施意向についてみると、実施意向の高い人（「既に実施しており、今後も継続したい」、「いまは実施していないが、始めたい」）と答えた人は、全体の約 28%を占める一方で、実施意向が低い人（「始めたいと思うが、できない」、「実施したくない、関心がない」）の人は約 35%を占めている。



出所：札幌市令和 4 年度障がい者の運動などの活動に関するアンケート調査 調査結果より作成

#### (5) スポーツ実施における阻害要因・促進要因

競技スポーツの実施頻度が週 1 回未満であった人の実施阻害要因をみると、お金がない（24%）、仕事・家事で忙しい（24%）、身近な場所や施設でスポーツを行う機会・きっかけがない（20%）、健康・体力面の不安（20%）が主な要因となっている。競技スポーツの実施頻度が低い人が今後競技スポーツを始めるためには、これら阻害要因を解消することが必要となる。

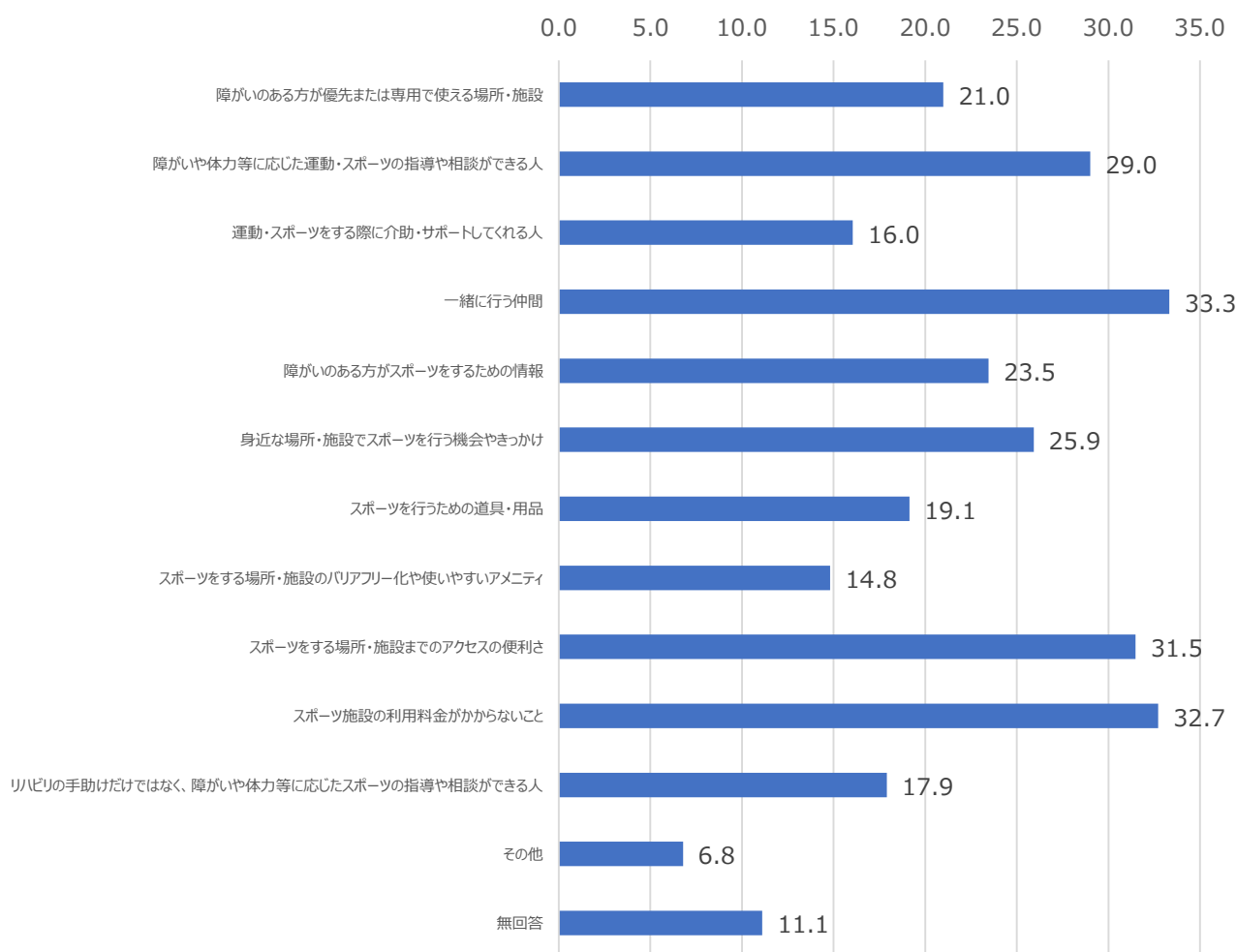


出所：札幌市令和 4 年度障がい者の運動などの活動に関するアンケート調査 調査結果より作成

また、競技スポーツの実施意向のある人（今後も継続したい人、今は実施していないが始めたいと答えた人）が、今後も継続または始めるためには、約 30%の人が、「一緒に行く仲間」、「利用料金が無料」、「施設までのアクセスの便利さ」、「障がいや体力等に応じた運動・スポーツの指導・相談ができる人」が必要と回答している。「身近な場所でスポーツを行う機会」、「スポーツをするための情報」、「リハビリの手助けだけでなく、障がいや体力等に応じたスポーツの指導・相談者」についても、約 20%の人が必要としている。

競技スポーツの実施意向のある人の競技スポーツ実施率を向上するためには、これらの要素を取り入れることが必要となる。

スポーツ実施における促進要因（競技スポーツ）（N=159, MA）



出所：札幌市令和4年度障がい者の運動などの活動に関するアンケート調査 調査結果より作成

### 3 障がい者スポーツの実施環境

次に、公共施設における障がい者スポーツの実施環境について整理する。

(1) 市所管スポーツ施設（区体育館、温水プールなど）における障がい者スポーツ（東京2020パラリンピック競技大会種目）への対応の状況

競技場所	種目	対応	実施場所の有無	用具の有無
屋内競技	車いすバスケットボール	△	有（競技室・アリーナ）	競技用車いすなし
	車いすラグビー	△	有（競技室・アリーナ）	競技用車いすなし
	ゴールボール	△	有（競技室・アリーナ）	無
	シッティングバレーボール	△	有（競技室・アリーナ）	無
	バドミントン	△	有（競技室・アリーナ）	有（※） ※競技用車いすなし
	ボッチャ	△	有（競技室・アリーナ）	無
	卓球	○	有（競技室・アリーナ）	有
	柔道	○	有（格技室など）	－
	パワーリフティング	△	有（トレーニング室）	車いすのまま使用可能なマシンなし
	車いすフェンシング	△	有（競技室・アリーナ）	無
	テコンドー	○	有（競技室・アリーナ）	－
	水泳	○	プール	－
屋外競技	車いすテニス	△	競技室・アリーナ（屋内）での練習は可能	競技用車いすなし
	5人制サッカー（視覚障がい）	△	競技室・アリーナ（屋内）での練習は可能	無
	陸上競技	○	有（競技場（厚別公園・円山））	－
	自転車	×	無	－
	トライアスロン	○	競技場（厚別公園、円山）やプールでの練習は可能	－
	アーチェリー	○	有	有（貸出道具）
	射撃	○	有（射撃場）	有（貸出道具）
水上競技	馬術	×	無	無
	ボート	×	無	無
	カヌー	×	有（練習は可能）	無

実施場所としては、競技室やアリーナなどで、競技スポーツを実施することは可能だが、用具はあまり整備されていないため、用具を持っていない方や個人利用者はなかなか利用しにくいと考える。

## (2) 公共施設の障がい者スポーツ実施環境

### ① 市所管スポーツ施設の利用状況

市所管のスポーツ施設（区体育館、温水プールなど）では、一般、高齢者などの利用者が多く、障がいのある方の利用は少ない状況となっている。下表は、参考。

R3年度		北区 体育館	東区 体育館	白石区 体育館	厚別区 体育館	豊平区体育館	
						体育館	野球場
個人利用	一般	22,185	16,623	26,671	13,935	13,726	0
	高校生	4,772	4,096	2,913	3,484	2,503	0
	高齢者	19,642	12,869	22,619	19,864	17,943	0
	中学生	6,446	3,296	3,273	4,334	3,424	0
	小学生以下	12,081	8,109	14,036	14,047	9,280	0
	免除	2,709	2,297	2,890	2,082	1,367	0
	小計	67,835	47,290	72,402	57,746	48,243	0
専用利用	件数	622	555	652	653	336	17
	利用者	16,222	11,985	16,481	15,332	14,017	407
	観客	140	680	360	1,512	640	30
	小計	16,362	12,665	16,841	16,844	14,657	437
合計		84,197	59,955	89,243	74,590	62,900	437
R3年度		南区 体育館	西区体育館・温水プール			施設合計	手稲区 体育館
			体育館	プール	共通利用		
個人利用	一般	14,762	26,095	12,182	269	38,546	12,201
	高校生	2,947	5,325	410	43	5,778	2,671
	高齢者	20,202	21,632	13,589	810	36,031	23,378
	中学生	3,111	6,934	1,224	7	8,165	4,271
	小学生以下	9,339	13,635	20,333	18	33,986	14,627
	免除	3,595	4,605	3,464	199	8,268	1,523
	小計	53,956	78,226	51,202	1,346	130,774	58,671
専用利用	件数	253	673	368	0	1,041	465
	利用者	8,029	15,953	0	0	15,953	14,361
	観客	470	240	0	0	240	758
	小計	8,499	16,193	0	0	16,193	15,119
合計		62,455	94,419	51,202	1,346	146,967	73,790

R3年度		清田区体育館・温水プール				白旗山 競技場	中央体育館
		体育館	プール	共通利用	施設合計		
個人利用	一般	15,480	6,333	99	21,912	0	32,430
	高校生	2,447	176	14	2,637	0	4,295
	高齢者	18,728	10,239	890	29,857	0	11,690
	中学生	4,141	450	35	4,626	29	2,365
	小学生以下	9,445	10,342	81	19,868	350	7,264
	免除	2,373	2,476	132	4,981	3,177	3,109
	小計	52,614	30,016	1,251	83,881	3,556	61,153
専用利用	件数	354	178	2	534	83	1,301
	利用者	9,727	0	0	9,727	5,088	55,046
	観客	170	0	0	170	869	18,313
	小計	9,897	0	0	9,897	5,957	73,359
合計		62,511	30,016	1,251	93,778	9,513	134,512
R3年度		中島体育 センター	宮の沢 屋内 競技場	グループ計			
個人利用	一般	15,426	5,265	233,682			
	高校生	1,329	225	37,650			
	高齢者	16,366	4,901	235,362			
	中学生	334	63	43,737			
	小学生以下	3,612	538	147,137			
	免除	1,471	183	37,652			
	小計	38,538	11,175	735,220			
専用利用	件数	999	1,426	8,937			
	利用者	19,307	16,522	218,477			
	観客	221	0	24,403			
	小計	19,528	16,522	242,880			
合計		58,066	27,697	978,100			

出所：令和3年度指定管理施設 利用状況総覧（一般財団法人 札幌市スポーツ協会）

## ② 札幌市身体障害者福祉センター

札幌市身体障害者福祉センターでは、体育館及び卓球室があり、レクリエーション要素のある運動から競技スポーツ（アーチェリー、バドミントン、テニス、バスケットボール、卓球、サウンドテーブルテニス等）までを実施することができる。その他、機能回復訓練室では健康の保持増進の目的で利用することができ、事前に予約すれば理学療法士による訓練支援を受けることが可能となっている。

札幌市身体障害者福祉センターの概要

所在地／アクセス	札幌市西区二十四軒 2 条 6 丁目／ 地下鉄東西線二十四軒駅より徒歩 2 分		
開設年	1978 年		
施設規模	延床面積：5,276.31 m <sup>2</sup> （A棟：3,427.56 m <sup>2</sup> 、B棟：1,848.75 m <sup>2</sup> ）		
主要機能	体育館：677 m <sup>2</sup> （バスケットコート 1 面）、卓球室、機能回復訓練室、料理実習室、陶芸実習室、会議室等		
施設所有者	札幌市		
施設運営者	公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会		
利用区分	併用（障害区分不問）		
実施可能な障がい者スポーツ	アーチェリー、バドミントン、テニス、バスケットボール、バレー、卓球、サウンドテーブルテニス、水泳（平岸プールで実施）		
その他	福祉バスの運行：ほぼ毎日		
写真	外観	体育館	機能回復訓練室
			

出所：札幌市身体障害者福祉センターHP および札幌市「地域における障害者のスポーツ参加促進に関する実践研究報告書」より作成

当センターの利用者は、約 9 割が団体利用によるもので、個人利用者は約 1 割しかいない状況である。体育館及び卓球室の利用者も殆どが団体利用者となっています。また、個人利用者の大半が機能回復訓練室等を利用する人となっている。

札幌市身体障害者福祉センターの利用人数（令和 2 年度）

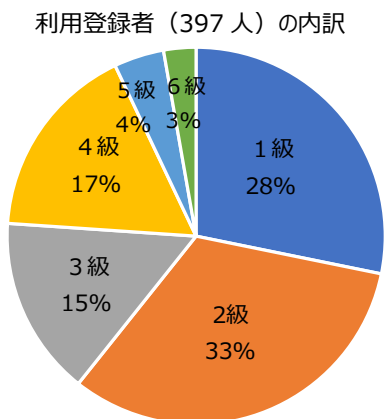
諸室	利用人数（人）		
	団体利用	個人利用	計
体育館	7,329	259	7,588
卓球室	4,826	12	4,838
機能回復訓練室、水浴訓練室	—	3,048	3,048
その他（研修室、会議室、音楽室、和室等）	31,679	17	31,696
計	43,834	3,336	47,170

出所：（公社）札幌市身体障害者福祉協会資料より作成



札幌市身体障害者福祉センターの利用登録者の内、身体障がい者の等級別割合をみると、1,2 級の人が約 6 割、3,4 級の人が約 3 割、5,6 級の人が残り 1 割を占めている。当センターは、障がい程度の比較的重い人の利用が主であることがわかる。

身体障がい者の等級別利用登録状況（令和 2 年度）



出所：（公社）札幌市身体障害者福祉協会資料より作成

また、当センターでは、ソフト事業も行っている。健康の保持増進を目的とした機能回復訓練と、文化教室等の教養講習会を主に実施している。スポーツ教室（卓球、アーチェリー、水泳）も行われていますが、機能回復訓練等と比べると、実施回数・利用人数ともに少ない状況である。

札幌市身体障害者福祉センターにおけるソフト事業の実施状況（令和元年度）

ソフト事業	実施回数（回）	利用人数（人）
各種相談事業（結婚相談等）	10	10
訓練事業（機能回復訓練、音声機能訓練等）	412	3,389
教養講習会（絵画・料理教室等の文化教室）	337	3,408
スポーツ教室（卓球、アーチェリー、水泳）	66	432

出所：（公社）札幌市身体障害者福祉協会資料より作成

### ③ 市立札幌みなみの杜高等支援学校（学校開放事業）

札幌市では、スポーツをしている障がいのある方の活動の場を拡充することや、これまでスポーツに触れることのなかった障がいのある方が新たにスポーツを始めきっかけとすることを目的に、2017年9月より、市立札幌みなみの杜高等支援学校の体育館を活用した学校開放事業を行っている。団体利用を対象としており、2022年10月時点で、23の競技団体やサークル等に利用されている。管理運営者は、札幌市障がい者スポーツ指導者協議会であり、当該協議会の指導員が常駐し、障がいのある方のスポーツ活動の支援や指導を行っている。

#### 市立札幌みなみの杜高等支援学校学校開放事業の概要

利用場所	市立札幌みなみの杜高等支援学校体育館
利用開始	2017年9月
利用対象者	障がい者スポーツを行う団体（2名以上のメンバーで構成される団体で、その構成員に障がいのある方または障がいのある方のスポーツをささえる人がいる団体）
利用種目	車いすラグビー、車いすバスケ、車いすソフト、アンプティサッカー、バドミントン、フライングディスク、テニス、パラ陸上、ゴロ野球、バスケットボール、ブラインドサッカー、コンテンポラリーダンス、フットサル、電動車いすサッカー、ソーシャルフットボール、卓球（2022年10月時点） ※利用登録団体の種目による
利用登録団体	23団体（2022年10月時点）
利用料金	無料
利用可能時間帯	火曜日～金曜日：18:00～21:00 土曜日：13:00～21:00 日曜日・祝日：9:00～21:00 （学校開放事業のため、体育館の利用は学校行事が予定されていない日）
管理者	一般社団法人札幌市障がい者スポーツ指導者協議会
利用状況	学校開放日数：233日 利用日数：171日 利用人数：延べ4,730人 （令和元年度）
活動の様子	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">（画像出所：札幌市 HP）                      （画像出所：札幌市障がい者スポーツ指導者協議会提供）</p>

出所：札幌市障がい者スポーツ指導者協議会提供資料より作成

障がいのある方がスポーツ実施時に利用する公共施設としては、区体育館等の一般の公共スポーツ施設、札幌市身体障害者福祉センターや市立札幌みなみの杜高等支援学校があるが、初心者から上級者まで個人で参加できるスポーツ教室やプログラム等は十分に実施できていない。札幌市身体障害者福祉センターでは、スポーツ教室は実施されているが、健康の保持増進を目的とした機能回復訓練や文化教室等の教養講習会と比べると、実施回数、利用人数ともに少ない状況である。市立札幌みなみの杜高等支援学校の学校開放事業では、団体利用者のみを対象としているため、競技団体やスポーツクラブ等に所属していない個人が気軽に利用する環境としては不十分である。

既存の公共施設では、誰もが個人で気軽にスポーツ活動に参加でき、継続的にスポーツを実施できる機会が不足しており、スポーツを通じて障がいのある方が交流できる環境として不十分である。

#### 4 障がい者スポーツをささえる仕組み

次に、札幌市で障がい者スポーツを行うにあたって、それをささえる人材（指導者・ボランティア）の活動状況等を整理する。

##### （１）札幌市の障がい者スポーツをささえる人材、活動状況

札幌市における日本パラスポーツ協会公認の障がいスポーツ指導員資格保有者数は、初級から上級までで合計約 250 人。その内、札幌市障がい者スポーツ指導者協議会の資格保有者数は 44 人。

札幌市障がい者スポーツ指導員資格保有者数（2022 年 12 月時点）

資格	登録人数 (人)	札幌市障がい者スポーツ指導者協議会の指導員資格者数 (人)
初級障がい者スポーツ指導員	200	30
中級障がい者スポーツ指導員	40	8
上級障がい者スポーツ指導員	11	6
合計	251	44

出所：日本パラスポーツ協会および札幌市障がい者スポーツ指導者協議会資料より作成

当該協議会の障がい者スポーツ指導員は、年間延べ約 490 回活動している。その内、活動頻度の多い活動内容は、みなみの杜高等支援学校の学校開放事業における、競技団体・スポーツクラブへの支援（選手の日々の練習や大会参加等に伴う支援、指導等）で、年間約 300 回行っている。

札幌市障がい者スポーツ指導者協議会の障がい者スポーツ指導員の活動内容・活動頻度

活動内容	年間活動頻度 (延べ回数)
地域のサークル活動の支援	約 60
競技団体・スポーツクラブの支援（選手の日々の練習や大会参加等に伴う支援、指導等）	約 300
公共スポーツ施設におけるスポーツ教室・体験イベントの支援（指導、企画、運営等）	約 70
障がい者スポーツ大会の支援（選手の招集・誘導員、記録員、受付等の大会運営補助）	約 30
その他（商業施設内の体験イベントの指導、支援）	約 30
計	約 490

出所：札幌市障がい者スポーツ指導者協議会資料より作成

審判ボランティア



運営ボランティア



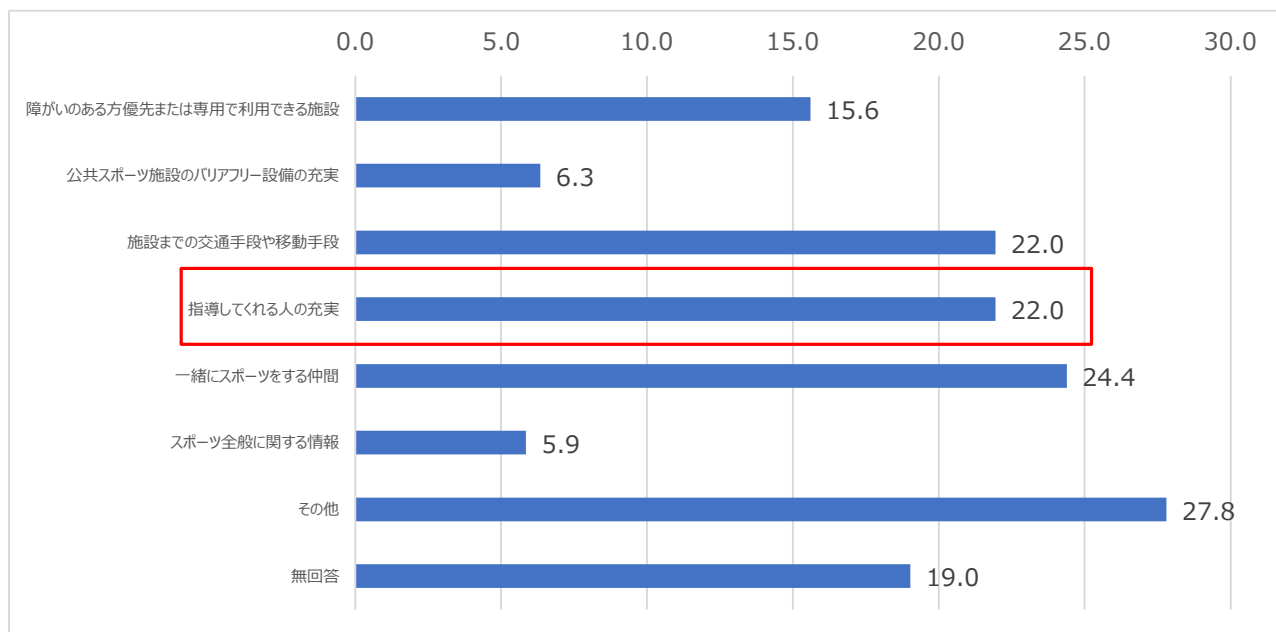
イベント参加の補助



画像出所：札幌市障がい者スポーツ指導者協議会提供

ここで、障がいのある方へのアンケート結果をみると、競技スポーツの実施意向が低い人（始めたいができない、したくない・関心がない人）がスポーツを始めるための要因として、「指導してくれる人の充実」（22%）が必要とされていることが分かる。

競技スポーツ実施における促進要因（競技スポーツ）（N=205, MA）



出所：札幌市令和4年度障がい者の運動などの活動に関するアンケート調査 調査結果より作成

市立札幌みなみの杜高等支援学校の学校開放事業では、当該協議会の障がい者スポーツ指導員の指導・支援を受けられる体制が整っているが、一般の体育館等の公共施設では、指導員としての人材配置が十分な状況ではないため、障がい者スポーツを行う団体や個人にとって気軽に指導・支援を受ける機会が少ない現状がある。今後、さらに障がい者スポーツの裾野拡大や競技力向上を推進するためには、現状の指導体制では不十分であり、障がい者スポーツ指導員資格を持った指導者を育成し、障がいのある方が指導や支援を受けられる機会を増やしていく必要がある。

(2) 障がい者スポーツに関する情報提供

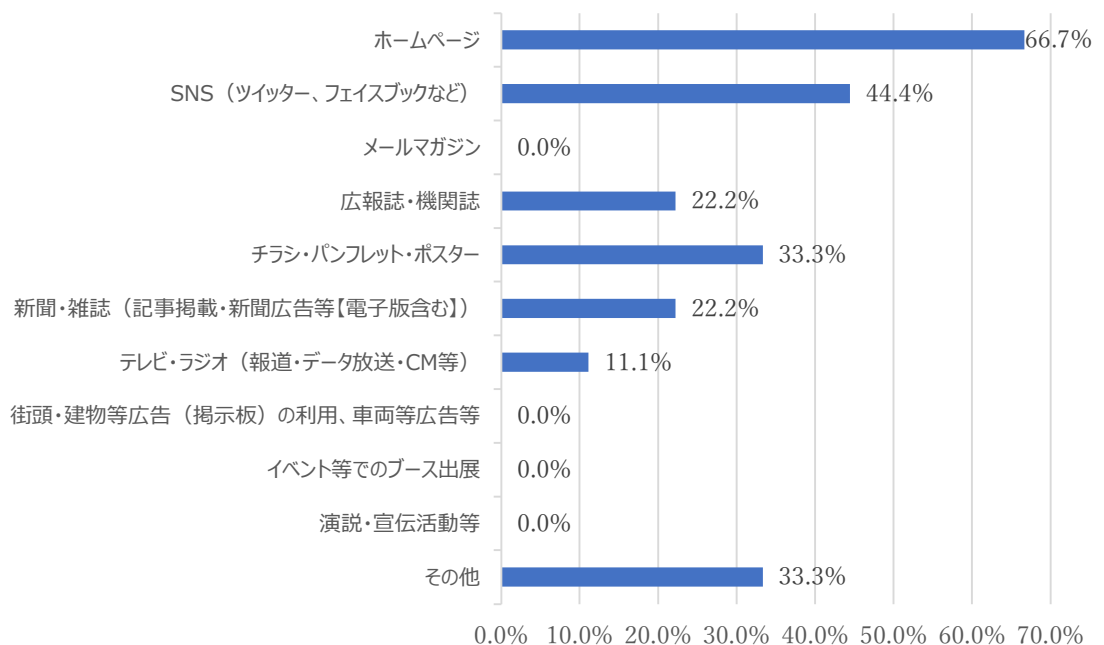
ア 札幌市及び札幌市内の障がい者スポーツ関係団体

団体名	情報発信の状況
札幌市	札幌市のホームページにて、体験会や講習会などのお知らせや、学校開放（みなみの杜高等支援学校）の情報を掲載。また、障がい者スポーツ団体の情報も掲載。 体験会や講習会（指導者養成、ボランティア育成）については、上記のほか、チラシやポスターを作成し、学校や体育施設、区役所などに配布。
札幌市障がい者スポーツ協会	ホームページにて、大会や教室の情報を発信。
札幌市障がい者スポーツ指導者協議会	フェイスブックにより、体験会等の情報を発信。
北海道庁	ホームページにて、パネル展・講演会・体験会の情報を発信。
北海道障がい者スポーツ協会	ホームページにて、大会情報や教室情報を発信。

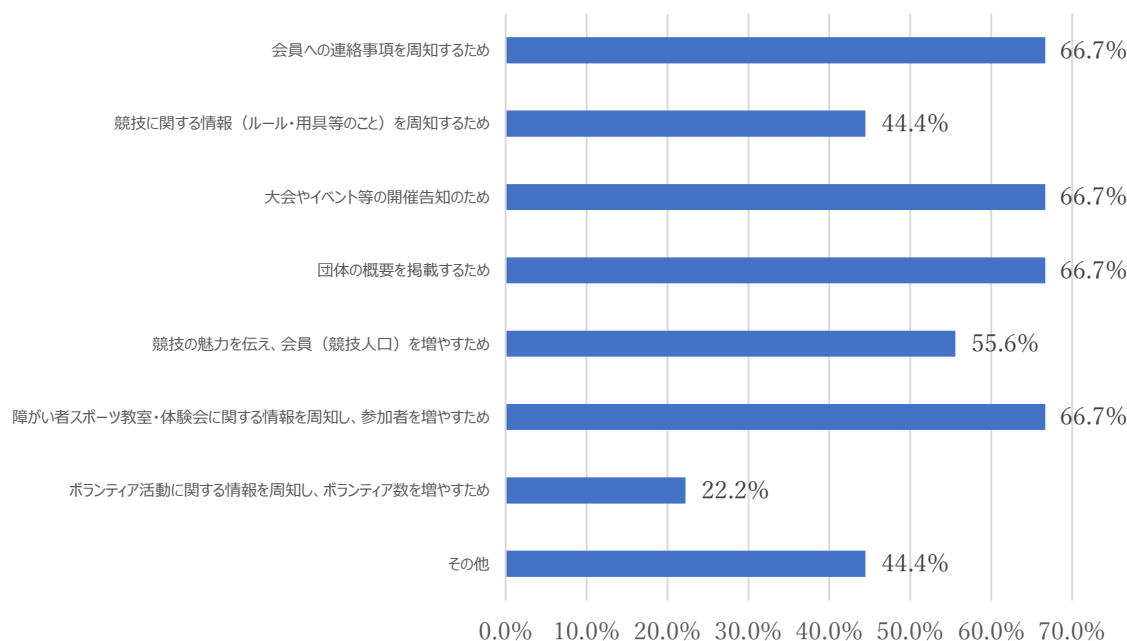
イ 障がい者スポーツ団体（市立札幌みなみの杜高等支援学校利用団体）

調査対象の 23 団体のうち、9 団体から回答があった。

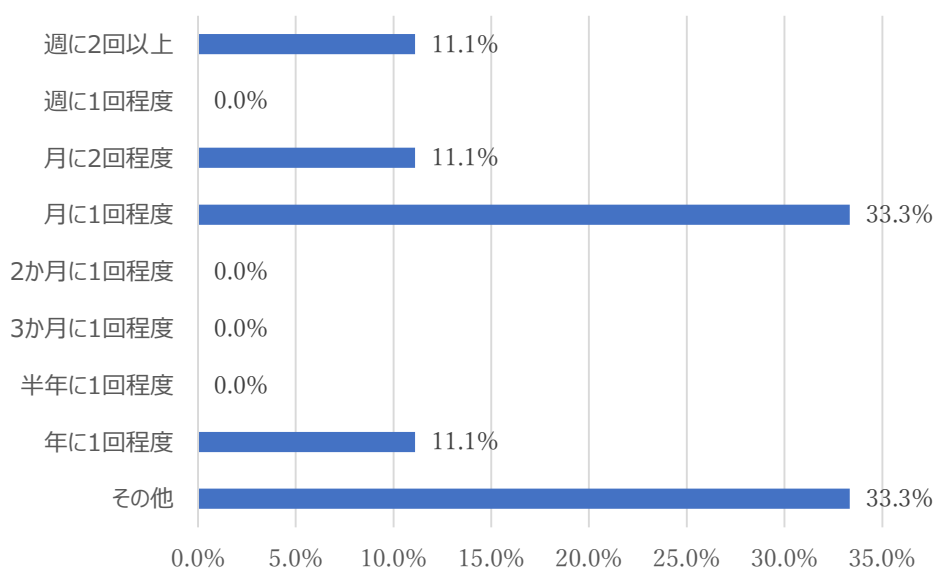
(ア) 障がい者スポーツに関する情報発信の方法として利用しているツールについて（複数回答可）



(イ) 情報発信が必要な理由、目的について（複数回答可）



(ウ) 障がい者スポーツに関する情報を発信する頻度について



障がい者スポーツに関する情報は札幌市のほか、競技団体や有志団体などが発信しているが、障がいに対する知識とスポーツに関する幅広い知識を併せ持つ人材が不足しているなどの理由により、個別の障がいに対するスポーツ情報などを網羅的に集約・集積し、希望する者に詳細な情報を提供するまでには至っていない。

また、医療・福祉分野の関係者がスポーツ活動の入り口として紹介できるような相談窓口がなく、障がいのある方とスポーツを繋ぐことが出来ていないのが現状である。



## 5 障がい者スポーツを通じた障がいの理解促進や共生社会実現について

障がい者の運動などの活動に関するアンケート調査結果（令和 4 年度 札幌市）をもとに、障がいのある方の交流頻度や、スポーツ等を通じた交流の状況を整理する。

### （1）さっぽろ障がい者プラン 2018 における障がい者スポーツ推進施策

さっぽろ障がい者プラン 2018 における障がい者スポーツに係る施策では、施策分野 5（スポーツ・文化等の振興）の基本方針 1 において、スポーツや文化芸術活動等を通じ、障がいのある人とない人の交流機会を提供し、障がいのある人に対する理解促進することを掲げており、基本方針 2 においては、スポーツ・文化芸術活動等を通じ、障がいのある人の体力増強や交流、余暇の充実を図ることを掲げている。具体的にスポーツに係る取組としては、障がい者スポーツ大会の開催や、札幌市身体障害者福祉センターにおけるスポーツ教室開催等を行っていますが、障がい福祉の観点からもスポーツに係る取組強化が必要である。

さっぽろ障がい者プラン 2018 における障がい者スポーツに係る施策

施策分野 5：スポーツ・文化等の振興	
基本方針	基本方針 1：スポーツや文化芸術活動等を通じて、 <b>障がいのある人とない人との交流機会を提供し、障がいのある人に対する理解促進</b> を図ります。 基本方針 2：障がい者スポーツ、障がい者の文化芸術活動を支援し、 <b>障がいのある人の体力増強や交流、余暇の充実</b> を図ることで、心豊かな地域生活を支援します。
基本施策	スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援 【スポーツに係る重点取り組み】 <ul style="list-style-type: none"> <li>既存体育施設のバリアフリー化の推進：オストメイト対応トイレの設置、点字ブロックの設置、既存体育施設のバリアフリー化</li> <li>障がい者スポーツの振興：障がい者スポーツの体験会や、スポーツ教室の開催</li> <li>障がい者スポーツ大会の開催：札幌市障がい者スポーツ大会の開催</li> <li>知的障がい者のための成人学級事業：特別支援学校等を修了した知的障がいのある人に対し、公共マナーやスポーツ、調理等の実生活に即した学習を、他の学級生等と交流しながら実施。</li> <li>札幌市健康づくりセンターの利用促進：障がいのある人が健康づくりに取り組む機会を提供するため、札幌市健康づくりセンターの利用を促すとともに、運動指導員や理学療法士による健康づくりの支援を実施。</li> </ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>札幌市障がい者スポーツ大会を年 1 回実施</b>（2021 年度～2023 年度計画）</li> <li><b>札幌市身体障害者福祉センターにおけるスポーツ教室の開催</b>（年間 70 回程度実施）</li> <li>札幌市健康づくりセンターにおける各種運動教室など</li> </ul>

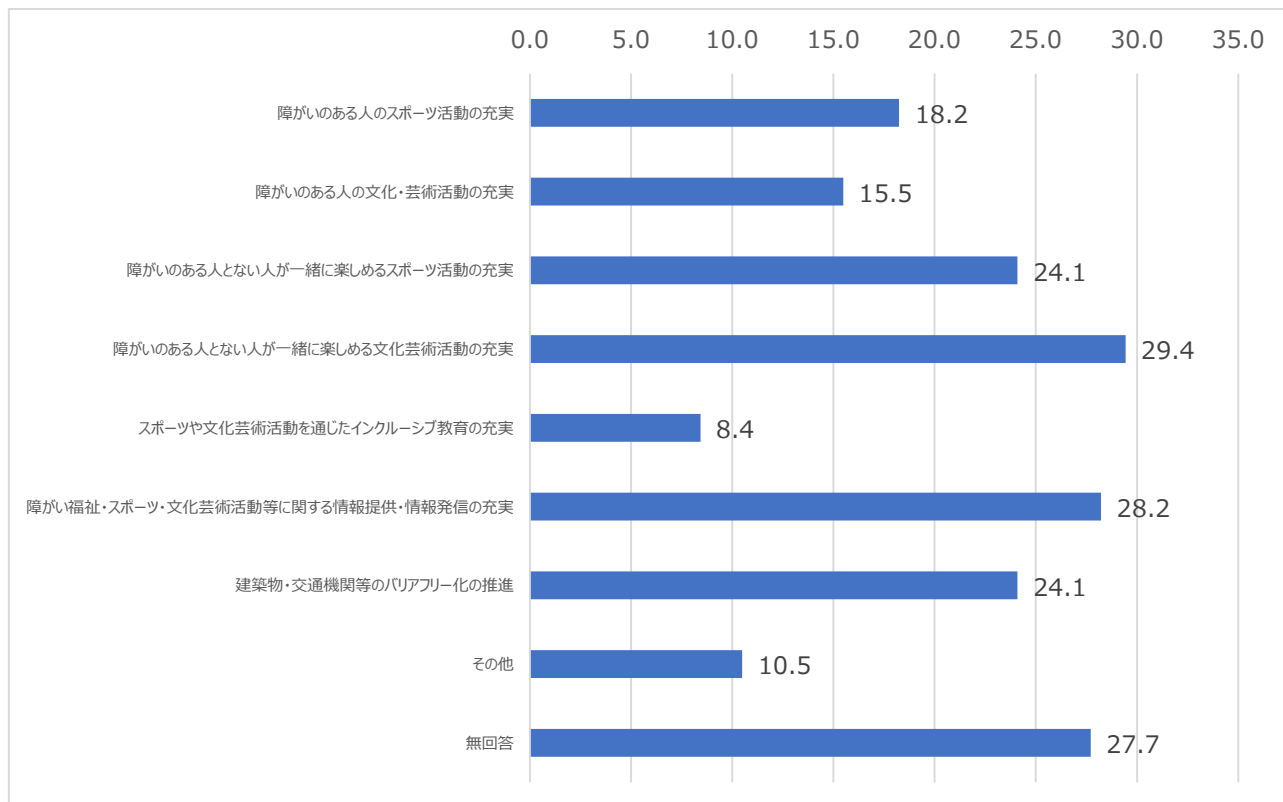
出所：札幌市「さっぽろ障がい者プラン 2018」、「障がい者福祉計画（第 6 期）」より作成



## (2) 障がい者にとって共生社会実現のために必要とすること

障がい者の運動などの活動に関するアンケート調査結果（令和4年度 札幌市）では、障がい等に対する理解促進や共生社会実現のために、障がいの有無にかかわらず一緒に楽しめる芸術活動（29%）、スポーツ活動（24%）、バリアフリーの推進（24%）、障がい福祉・スポーツ・文化芸術活動等に関する情報発信の充実（28%）が主に必要とされている。スポーツや文化芸術活動を通して、障がいのある方同士の交流に加え、障がいのない人と交流できる機会も増やしていくことが必要である。

障がい等に対する理解促進や共生社会実現のために必要なこと（N=581, MA）



出所：札幌市令和4年度障がい者の運動などの活動に関するアンケート調査 調査結果より作成

### (3) 障がい福祉・障がい者スポーツに関する教育機会

#### ア オンライン版「あすチャレ！ジュニアアカデミー」について

オンライン版「あすチャレ！ジュニアアカデミー」（公益財団法人日本財団パラスポーツサポートセンター）は、パラスポーツを切り口として、パラアスリートがワークショップ型の授業を行うものであり、児童生徒が障がいや共生社会について学ぶことができる事業。

年度	実施校	参加者数
令和3年度	8校	565人
令和4年度	3校	204人

#### イ シットスキーの貸出及びサポーターの派遣について

下肢障がいのある児童生徒のスキー学習への参加が可能にするため、シットスキーの貸し出しやサポーターの派遣を実施。

年度	実施校	派遣人数
令和2年度	2校	5人
令和3年度	13校	17人
令和4年度	18校	8人

## 6 札幌市における障がい者スポーツの課題

### (1) 競技スポーツの場の不足

障がい者スポーツの中でも特に、競技スポーツの実施率（16%）が低く、自転車、水泳以外の競技スポーツはほとんど実施されていない。

競技スポーツ実施時に、公共スポーツ施設や身近な施設を利用する人は20%以下と少なく、競技スポーツの実施頻度が週1回未満の人は、身近な場所や施設で競技スポーツを実施する機会が少ないことが阻害要因となっており、公共スポーツ施設や身近な公共施設で、競技スポーツを実施できる機会・きっかけが不足している。

また、公共スポーツ施設では、バリアフリー対応やアメニティ諸室が十分に整っておらず、障がいのある方の施設利用に支障がある。加えて、多種の競技種目を実施可能な公共スポーツ施設が少なく、また、既存の公共施設では、誰もが個人で気軽にスポーツ活動に参加でき、継続的にスポーツを実施できる機会が不足している。

### (2) 競技スポーツの指導者や指導を受ける機会が不十分

アンケート結果を見ると、競技スポーツの実施意向の低い人がスポーツを始めるための要因として、「指導してくれる人の充実」（22%）が必要とされている。

市立札幌みなみの杜高等支援学校の学校開放事業では、障がい者スポーツ指導員の指導・支援体制があるが、公共スポーツ施設では、指導員としての人材配置が少なく、指導・支援を受ける機会が少ない。

### (3) 若年層におけるスポーツの実施機会の不足

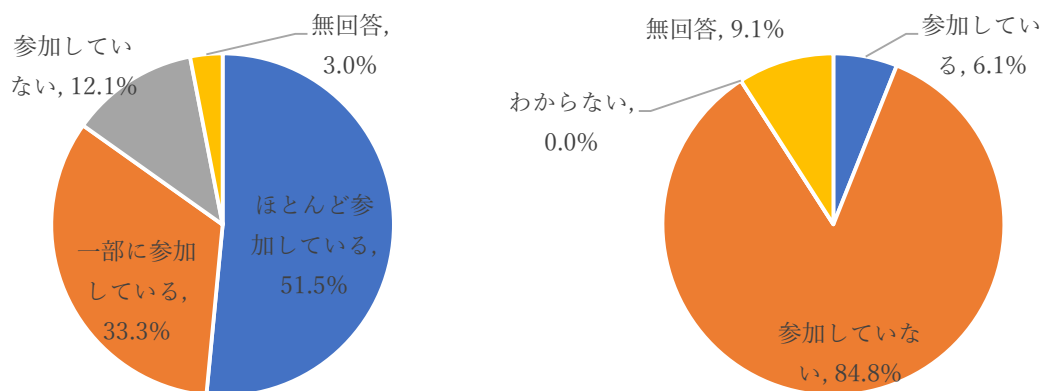
障がいのない児童・生徒は、学校での体育授業などでの体験機会を通じて自分に適したスポーツに出会い、部活動などで継続的にそのスポーツに取り組むことができる。また、大人になった後についてもサークルに加わるなど、何らかの形でスポーツを生活の一部としているケースが見られる。

一方で、障がいのある児童・生徒の中には体育授業に参加できず、見学を余儀なくされているほか、体育系の部活動にも参加できない場合があり、若年時にスポーツに触れる機会の不足、ひいては自分が夢中になれるスポーツと出会う機会の不足に繋がっている。

また、在学中にスポーツに取り組んでいたとしても、障がいのある方向けのサークルといった卒業後の活動の受け皿が少ないなど、障がいのない方に比べ、スポーツの実施機会が不足している。

左：学校の体育授業の実施状況（N=33、SA）

右：運動部活動（中学校）やクラブ活動（小学校）への参加状況（N=33、SA）



出所：市立小中学校通常学級在籍の肢体障がいのある児童・生徒のスポーツ活動に関する調査（平成30年9月実施）

### (4) 競技スポーツを実施するための情報提供の充実

アンケート結果を見ると、競技スポーツの実施意向のある人が今後も継続または始めるためには、「スポーツをするための情報発信の充実」（23.9%）を必要としている。

しかしながら、障がい者スポーツに関する情報は札幌市のほか、競技団体や有志団体などが発信をしているが、障がいに対する知識とスポーツに関する幅広い知識を併せ持つ人材が不足しているなどの理由により、個別の障がいに対応するスポーツなどの情報を網羅的に集約・集積し、希望する者に詳細な情報を提供するまでには至っていない。

また、医療・福祉分野の関係者がスポーツ活動の入り口として紹介できるような窓口が無く、障がいのある方とスポーツを繋ぐことができていないのが現状である。

## (5) 冬季スポーツの振興を取り巻く環境と課題

### ア 冬季における障がい者の身体活動の課題

北海道ではその気候条件の厳しさから冬季の運動量確保が重要な課題となっている。とりわけ障がいのある方は積雪などにより外出の機会や地域の余暇活動などへの参加が制限されていることが多い。さらに、これらの課題は健康の維持増進といった観点からだけでなく、生活の質向上という観点からも論じられる必要がある。

障がいのある方の冬季における身体活動については、現在では用具の普及とともにスキーやスケートなどのウィンタースポーツ全般に活動機会が発展している。

### イ 冬季スポーツ普及の課題

障がいのある方に冬季スポーツ及び冬季身体活動が普及しない原因について、安井友康氏の論文（障害者の冬季身体活動に関する研究：障害者歩くスキー大会の参加者の調査から：年報いわみざわ・初等教育・教師教育研究,19:57-65）をもとに整理する。

普及が進まない理由としては、下記のような点が指摘されている。

#### ● 冬季スポーツ及び冬季身体活動が普及しない原因

- ・練習場所が近くにない、練習場所が不足  
（練習場所は近くの空き地や施設の敷地内、練習コース等）  
（アップダウンの少ないコース）  
（休日に利用できるコース）  
（練習場所へのアクセス）
- ・全般的に指導者助言者の不足  
（指導できる職員がいる日にしか練習ができない。休日など職員の手が足りない時はせっかくの天気も良くて出かけられないなど課題もある）  
（用具の知識を教えて欲しい）
- ・視覚障がい・知的障がいのある方の伴走者の不足
- ・障がいのある方でも気軽に参加できる大会の不足
- ・未経験者に対する経験の場の不足

## ウ 海外における冬季スポーツ普及動向

障がいのある方の冬季スポーツ活動については北欧諸国やカナダなどを中心に器具や用具の開発環境整備などの工夫が進められ、現在では多様な種目への参加が可能になってきている。用具の普及とともに指導体制・育成システムの充実や指導方法のプログラム化がなされてきている。

ノルウェーのバイトストーレンにある障がいのある方のスポーツ健康施設では、短期利用者の宿泊研修施設で1週間から4週間のプログラムを通し生活のスキルの獲得とともにウィンタースポーツを含めた各種スポーツの習得トレーニングを行っている。

カナダおよびアメリカでは、都市部から遠隔地にあるスキーリゾート地において障がいのある方のスキーレッスン、レクリエーションプログラムを実施する組織があり、多くの人が受講している。

降雪地域である北方圏に位置していても、多くの障がいのある方が様々な身体活動種目へ気軽に参加できるようになってきている。

## エ 北海道における障がいのある方の冬季スポーツ・身体活動

本節も安井友康氏の論文（障害者の冬季身体活動に関する研究：障害者歩くスキー大会の参加者の調査から：年報いわみざわ・初等教育・教師教育研究,19:57-65）をもとに整理する。

「北海道身体障害者冬季スポーツ大会」の参加数を見ると障がいのある方の冬季スポーツ大会、スキー大会やクロスカントリースキー大会などが北海道内各地で開催されているほか、一般のクロスカントリースキーの大会へも出場するようになってきている。しかしながら競技人口はそれほど増えてきているとはいえ、どの大会に行っても同じような顔ぶれとの指摘もある。このようにスポーツ参加人口が一定化し、なお一層の普及がなかなか進まないという現状がある。

## 7 札幌市が目指す障がいのある方のスポーツ環境

### (1) 誰もがスポーツに触れることのできる環境

障がいの有無や年齢などに関わらず、いつでも誰でもスポーツを楽しむことができ、観る楽しさや支える楽しさも実感できる環境を整備する。

### (2) 裾野拡大から競技力向上まで一貫したサポート

医療・福祉との連携により、身体の状態に応じたスポーツへの導入相談を実施するほか、競技の指導技術を向上させることができる体系的な研修制度を確立し、導入から競技者まで、個々人のレベルに応じたきめ細かな段階別の指導を行えるような体制を構築する。

また、様々な障がい特性に合わせた競技用具を豊富に備え、障がいのある方がいつでも利用したいときに借りられる仕組みを構築する。

### (3) 体育授業の見学者ゼロの実現

体育授業への参加を希望する障がいのある児童・生徒の見学がゼロとなるよう、シットスキー・バイスキーを始めとした用具の貸出や指導者等の派遣を行うほか、障がいの有無に関わらず、ともに同じスポーツに取り組めるようインクルーシブなスポーツプログラムを考案し、スポーツに触れる機会の創出を図る。

### (4) 情報の集積・発信

障がいのある方がスポーツに取り組むに当たって必要な情報を集積することにより、希望する者が信頼性の高い情報をワンストップで得ることができるとともに、医療・福祉・教育等の関係機関と連携し積極的な発信も行う情報拠点を構築する。

### (5) 雪のまち札幌市の特性を活かした冬季障がい者スポーツの充実

積雪寒冷地である札幌市の特性を活かし、雪や氷に親しみ、楽しむことで、冬季障がい者スポーツに関心を持ち、継続的に取り組める環境を整備する。

### (6) 障がいのある方とない方がスポーツを通じて交流する機会の充実

障がいに対する理解促進や共生社会実現のために、障がいの有無に関わらず一緒にスポーツを楽しめる環境を整備する。

障がい者スポーツを取り巻く課題を解決し、上記7(1)～(6)を満たす環境を整えるための方策として、障がい者スポーツの拠点的な機能を持つ施設（障がい者スポーツセンター）の設置が必要と考えられる。

## 第2章 障がい者スポーツセンターの設置意義

### 1 拠点施設の必要性

「2030 アジェンダ」を踏まえた世界的な潮流及び欧米諸国を中心とした海外先進国の取組段階としては、「インクルーシブ」を基本概念としてスポーツ施策を行っており、障がいの有無に拠らず、気兼ねなく公共や民間のスポーツ施設を利用できる環境整備を進めている。

海外ではインクルーシブが基本だが、それは運動機会の均等化や情報発信や拠点となる施設が充実しているから実現している。日本では、まだ、その段階には至っていないため、まずは障がい者スポーツの環境を充実させ、運動機会を増やすための拠点整備を行うことを検討すべきである。

また、国内の先進都市においては、施設利用者数や障がい者スポーツに関する資格取得に向けた講習会参加者等の実績から、障がい者スポーツの普及や周知について、障がい者スポーツセンターの整備による一定の効果が確認できると同時に、多くの人口を抱える大都市においては、人口規模的にも地理的にも一つの拠点施設のみでは今後の効果拡大に向けては頭打ちである状況も推察される。そのため、東京都や横浜市では、新たな拠点を増設するとともに、障がい者スポーツ指導員等の有資格者を各地域の公共スポーツ施設に配置することを指定管理者の条件として課す等の取組によって、障がいの有無に拠らず、どこでも気兼ねなく公共や民間のスポーツ施設を利用できる環境整備を進めている。

一方、札幌市においては、令和4（2022）年度のアンケート調査から、身近な環境でのスポーツ機会を求められているが、今年度調査における支援団体等へのヒアリング結果から、アクセスの困難さや様々な障がいへの理解不足、安全性への不安等の理由によって、地域のスポーツ施設を利用することへの精神的なハードルが伺える。

現状の課題を解決することに加え、先進国の取組に追いつき、共生社会を実現するためには、市内の公共スポーツ施設において、バリアフリー化や様々な障がい者スポーツに対応した設備や器具の提供、各種障がいへの理解があり、障がい者スポーツに関する専門知識を有したスタッフを配置し、それらの取組を市民へ周知することで、障がいのある方も安心して施設を利用できるような環境にしていくことが目標となるが、一足飛びに全ての施設でそのような取組を行うことは、予算の面からも人材確保の面からも、また施設のスペックの面からも非常に困難である。

そのため、市内に障がい者スポーツの拠点施設を整備することで、障がいのある方にとっては「誰もが気軽にスポーツに触れられる環境」を整え、「スポーツを通じた社会参加」のきっかけとなり、障がいのない方にとっては「障がい者スポーツの普及や理解促進」と「スポーツを通じた多様性の理解」に向けたきっかけになると考えられる。

また、障がい者スポーツの普及促進に向けた第一歩としては、拠点施設を整備することで予算や人材を集中的に投下することができるため、「普及啓発」や「競技力向上」に資することも可能となり、新規施設整備によって、今後地域へ取組を拡大する際の施設スペックの目安とすることもできる。

更に、拠点施設において、「人材育成」や「情報発信」を行うことで、地域への波及効果をもたらし、共生社会の実現に向けたロードマップを描くことが可能となる。

そのため、拠点施設においては、「地域連携」や「スポーツ以外の機能」についても着目し、タッチポイントを増やし、これまでスポーツに触れる機会が少なかった人にとっても行きやすい、行きたくなる施設を整備し、新たなコミュニティの拠点となることも期待される。



# 共生社会の実現に向けたロードマップ

過年度アンケート調査結果及び今年度調査におけるヒアリング結果より…

札幌市の現状

**障がいのある方が気軽にスポーツを楽しめる環境の不足**

(安全性への不安、アクセスの困難さ、障がいへの理解不足など)

## 障がい者スポーツセンターの整備

### 障がいのある方

誰もが気軽にスポーツに触れられる環境整備

スポーツを通じた社会参加

### 障がいのない方

障がい者スポーツの普及・理解促進

スポーツを通じた多様性の理解

国内先進都市の取組段階

**障がいのある人も気兼ねなく公共や民間のスポーツ施設を利用できる環境整備**

欧米諸国の取組段階

**誰もがスポーツを楽しみ、互いに尊重し合える社会の形成**

**共生社会の実現**

## 2 拠点施設の在り方

(1) から (4) までに示す中核的な機能を担う拠点として設置することで、障がいのある方が年間を通じてスポーツに取り組むことができ、障がいのある子どもたちの夢を育むとともに、健康で活力のある社会や共生社会の実現に資することができる。

### (1) 障がいのある方へのスポーツ環境の提供及び社会参加の促進

障がい者スポーツセンターにおいて、スポーツ活動の場の提供が日常的になされることにより、新たにスポーツを始める機会の増大や、継続的な活動の促進が図られる。特に冬期間においては、屋内の温暖な環境下などで、安心して運動に取り組むことができ、積雪期においても運動習慣が継続できる。

これにより、障がいのある方の健康増進や障がいの重度化の防止、ひいては健康寿命の延伸にも繋がる。

また、体育授業や部活動への参加に制約が生じている障がいのある子どもにとっては、専門家による指導の下、のびのびと身体を動かすことができる貴重な場となる。

さらに、障がい者スポーツセンターが触媒としての役割を果たし、スポーツを切り口として他者との交流が生まれることにより、スポーツ以外の分野への関心が広がるほか、学業や仕事などに対するモチベーションの向上などにも繋がる。

障がいのある方のスポーツの場としての象徴的施設が存在することで、スポーツを目的とした外出や、施設外においても他者との交流が促進され、障がいのある方の社会参加に繋がると考えられる。

### (2) 障がいのある方のスポーツ活動に対する理解及び支援の拡大

東京パラリンピックや北京パラリンピックの開催を機に、パラアスリートが多くの媒体に取り上げられているほか、学校教育の場において「オリンピック・パラリンピック教育」を始めとした、パラスポーツをテーマとした授業が実施されるなどにより、市民の共生社会への意識は高まりを見せている。

障がい者スポーツセンターで障がいのある方のスポーツ活動を目にし交流を図ることで、障がい者スポーツに対する理解や活動支援が拡大され、「心のバリアフリー」の促進に繋がることが期待される。

また、障がい者スポーツセンターにおいて指導者及びサポートスタッフを養成し、支援を希望する障がいのある方とのマッチングを図ることにより、習得したスキルをすぐに実践に移すことができ、継続的な支援に繋げることができると考えられる。

加えて、各競技団体の交流の場としても機能することで、普及振興のノウハウの共有が図られる。さらに、各団体が一体となって行政や企業等と連携することで、効果的かつ継続的な支援を行うことも可能となる。

### (3) スポーツ活動に関する情報の集積

スポーツを始める者にとって、活動できる場所や指導者、必要な用具等に関する情報が必要となる一方、先述のとおりそれらに関する情報をワンストップで得られる環境は整っていない。実際に令和4年度調査では「障がい者が利用するスポーツ施設に必要な機能」として、17.2%が「障がいのある方に対するスポーツに関する情報の集約・発信」と答えていることから、高いニーズがうかがえる。

障がい者スポーツセンターが、市内外の公共または民間主催のイベント情報や、スポーツサークル及びチームの活動状況などを集約・集積することで、医療・福祉・教育等の各分野と連携しながら効果的な発信が可能となるほか、障がいのある方が必要な情報にワンストップでアクセスできることとなる。

また、障がい者スポーツセンターでスポーツに関する情報と体験を得て、地域で活動を展開する流れも期待でき、札幌市全体において障がいのある方の活動の活発化に寄与するものと考えられる。

### (4) 競技用具の貸出機能の強化

障がい者スポーツの競技用具は高価なものが多く、販売店も少ないため、スポーツを始めようとする者にとって用具の入手は大きな障壁となっている。こうした課題の解決を図るため、スポーツ庁において競技用具の貸出に係るモデルケースづくりを進めている。

札幌市では、主に札幌みなみの杜高等支援学校の学校開放で使用する様々な競技用具について、市民や学校にも貸出を行っており、毎年多くの利用がなされている。

しかし、授業時間中に搬出入することができないなどといった制限があるほか、学校での収容面積に限りがあるため、十分な数量を確保できていない。

このことから、障がい者スポーツセンターにおいて、様々な障がい特性に合わせた競技用具を豊富に備えることで、障がいのある方がいつでも利用したいときに借りられるほか、手ぶらで来館してもスポーツに取り組むことが可能となる。

### 3 新施設のコセプト

東京都では昭和 59（1984）年、昭和 61（1986）年、横浜市では平成 4（1992）年、名古屋市では昭和 56（1981）年、京都市では昭和 63（1988）年、大阪市では昭和 49（1974）年、昭和 63（1988）年というように、国内の先進都市のうちの多くが昭和 40～60 年代に障がい者スポーツセンターを設置しており、どの施設も設置から 30～50 年近くが経過している。この間、平成元（1989）年に国際パラリンピック委員会（IPC）が設立され、パラリンピックの参加国や参加人数、種目数も増えているように、障がい者スポーツの種目も増加しており、前項で述べた通り、障がい者スポーツを取り巻く環境も変化してきている。

札幌市において、今後新施設を整備するにあたっては、先進事例を参考にしつつ、現代の考え方に合った新しいコセプトを持った施設とすることが必要と言える。

そのため、世界的な潮流や先進都市の取組状況を勘案すると、共生社会の実現に向けて、新施設の根幹には「インクルーシブ」の思想を据え、「いつでも」「誰でも」障がい者スポーツ（＝パラスポーツ）に親しめる環境を整備することが望ましい。

現代において、ボッチャや車椅子バスケットボール等のパラスポーツの知名度は、令和 3（2021）年度に開催された東京パラリンピック等を通して一般にも浸透されており、いくつかの種目については、障がいの有無に関係なく、一緒にプレーをして楽しめるものもある。そのため、新施設においては、障がいの有無を問わず、パラスポーツに親しむ機会を持ち、共にスポーツを通じて交流できるような施設を目指すべく、新施設のコセプトを以下のように定める。

## 共生社会の実現に向けた「礎」となる施設

- 障がいの有無に関わらず、気兼ねなくスポーツ施設を利用できる環境を整備するとともに、指導者・サポートスタッフを配置する。
- 海外では、共生社会の実現に向けて、地域と一体となって施設運営をしているケースが多い。
- そのためには、「いつでも」「誰でも」障がい者スポーツに親しめる環境を整備することが重要となる。
- 将来的には「どこでも」という視点を加えることで、障がいのある方も障がいのない方も日常的にスポーツに親しめる環境が整備されることを目指す。

## 「いつでも」使える施設

- 一人でも複数人でも利用可能な施設・メニューを用意し、いつ来てもスポーツに親しめる環境を整備する。
- できる限り休館日を設けない運営体制を構築する。
- リアルタイムでの情報発信を行う。

## 「誰でも」使える施設

- 障がいのない方でも障がい者スポーツを体験できる施設とする。
- 障がいの有無によって、予約可能時期や料金設定による配慮を行う。
- 医療機関等と連携することで、リハビリの一環としてのスポーツを推進する。

## 「どこでも」スポーツができる環境へ

- 地域で活動する人材の育成やクラブ活動を積極的に支援し、スポーツセンターから外への波及を目指す。
- スポーツの楽しさや身近な場所でも取り組めるスポーツについて発信する。

## 4 導入機能

### (1) 導入機能

昨年度及び今年度の調査結果を踏まえ、本施設は大会等を開催する専用施設ではなく、障がいのある方が、一人で訪れても気軽にスポーツやレクリエーションをたのしむことができるよう、障がい者スポーツの裾野拡大から競技力向上までを行う施設を目指すことから、新施設への導入機能を下記のとおり想定する。

機能	概要
アリーナ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスケットボールコート（28m×15m）2面</li> <li>・車いす同士ですれ違うことが可能なサイドエリア</li> <li>・他都市で大会が実施されている車いすハンドボールの広さも必要</li> <li>・車いすバスケットボールでの使用を想定した高いメンテナンス性（傷のつきづらい床材の敷設等）</li> <li>・脊椎損傷者等の活動に対応した空調設備</li> </ul>
サブアリーナ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アリーナが専用利用されている時にも個人利用可能</li> </ul>
プレイルーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽スポーツや子どものレクリエーションに利用可能</li> </ul>
ランニングデッキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす利用者や伴走を受ける視覚障がいのある方に対応した広い幅員</li> <li>・車いす利用者に対応した丸みを帯びた形状</li> <li>・コースに沿った手すり</li> </ul>
卓球室・STT 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす対応の卓球台</li> <li>・床は球が見つけやすいカラーリング</li> <li>・STT 室は振動の少ない位置で防音性に配慮</li> <li>・STT 室は、個室（1室1台）</li> </ul>
バックヤード（備品倉庫）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸出用の競技用具等の収納に十分な面積</li> <li>⇒障がいの状態に合わせた様々な補助的用具や大きさや重さが異なるスポーツ用具等が必要</li> </ul>
プール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・25m×6コース程度の規模</li> <li>・採暖室等の体調管理に資する設備</li> <li>・視覚障がいのある方に配慮したカラーリングを施した床、車いす利用者にも対応したスロープ等の設備</li> <li>・怪我防止の観点から、ウレタン製などやわらかいコースロープにする</li> <li>・異性の介助者が利用でき、多様な性にも対応できる更衣等</li> </ul>
トレーニング室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有酸素運動用やウェイトトレーニング用の豊富な機器</li> <li>・機材配置や利用者の動線に対応する 150 m<sup>2</sup>以上の面積</li> </ul>
会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格講習会やサークル活動、用途に応じて使い分けられる大中小の会議室</li> </ul>
共用部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツの多様化等への対応を可能とする改修が容易な構造及び間取り</li> <li>・施設内に適切に配置された複数の多目的トイレや、様々な障がいに対応するロッカー等の什器</li> </ul>
+αとなるスペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化的機能や e スポーツ、一年を通して冬季スポーツが楽しめる等、本施設の特徴を出すためのスペース</li> </ul>
屋外施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬季スポーツ体験・練習施設（築山、クロスカントリースキー周回スペース）</li> <li>・車椅子、視覚障がいのある方のランニングコース</li> <li>・テニスコート（夜間照明付き）</li> <li>・冬季間もバリアフリーな駐車場</li> </ul>

## (2) 施設規模

前項で整理した機能ごとの面積を下表のとおり想定する。

機能	想定面積	備考
アリーナ	1,800 m <sup>2</sup>	バスケットコートが2面かつ車いす同士ですれ違うことが可能なサイドエリアより想定
サブアリーナ	450 m <sup>2</sup>	各区体育館の体育室より想定
プレイルーム	160 m <sup>2</sup>	先進事例より想定
ランニングデッキ	480 m <sup>2</sup>	一周 200m×通路幅 2.4m (アリーナ周りを想定)
卓球室・STT 室	200 m <sup>2</sup>	先進事例より想定
バックヤード (備品倉庫)	500 m <sup>2</sup>	想定
プール	650 m <sup>2</sup>	(25m+通路幅 2m×2) × (幅 2.5m×(6 コース+スロープ) +通路幅 2m×2) = 623.5 m <sup>2</sup>
トレーニング室	200 m <sup>2</sup>	先進事例より想定
会議室	500 m <sup>2</sup>	他施設より想定
事務室	400 m <sup>2</sup>	35 人×10.5 m <sup>2</sup> /人 = 367.5 m <sup>2</sup>
その他必要諸室	300 m <sup>2</sup>	更衣室、医務室、警備員室
共用部	5,800 m <sup>2</sup>	トイレ、機械室、ロビー、廊下、階段等施設全体の 50%程度と想定
+αとなるスペース	160 m <sup>2</sup>	プレイルームと同程度と想定
想定延床面積	11,600 m <sup>2</sup>	
屋外施設	5,000~ 10,000 m <sup>2</sup>	敷地規模による

## (3) 整備にあたり配慮すべきこと

障がいのある方の利用を考えると、アクセス面の利便に十分に配慮する必要がある。

## 5 普及振興策

国内外の先進事例を踏まえ、新施設における振興施策（実施事業）を以下のとおり想定する。

実施事業	備考
①各種スポーツ及びレクリエーション活動の 機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種スポーツ、運動場所の提供</li> <li>・機器の貸し出し、保管</li> <li>・リハビリテーション機関からの利用者の受け入れ</li> </ul>
②障がい者スポーツに関する各種講習会 の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ導入教室</li> <li>・介護・予防支援教室</li> <li>・アウトドア教室（ウォーキング等）</li> <li>・中・上級・アスリートサポート</li> <li>・ジュニア対象 等</li> </ul>
③障がい者スポーツの指導、助言及び相 談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はじめての人を対象としたスポーツ体験</li> <li>・運動相談</li> <li>・重度障がい者対象教室</li> <li>・出前講座 等</li> </ul>
④障がい者スポーツの振興を担う人材の 育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者スポーツ指導員の育成（札幌市障がい者スポーツ指導者協議会）</li> <li>・医療系教育機関との連携</li> <li>・市営スポーツ施設への人材育成</li> </ul>
⑤障がい者スポーツに関する普及及び啓 発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・②③④⑥等の取組や情報発信</li> </ul>
⑥地域やボランティア、関係団体との交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民との交流（スポーツ交流等）</li> <li>・祭り・イベントの相互参加</li> </ul>
⑦札幌市主催の障がい者スポーツ大会の 開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人札幌市障がい者スポーツ協会との調整事項</li> </ul>
⑧全国障害者スポーツ大会の札幌市選 手団の派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人北海道障がい者スポーツ協会との調整事項</li> </ul>
⑨定期的な医事相談の実施（医師、理 学療法士、管理栄養士）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関との調整事項</li> </ul>



## 6 冬季スポーツの振興策

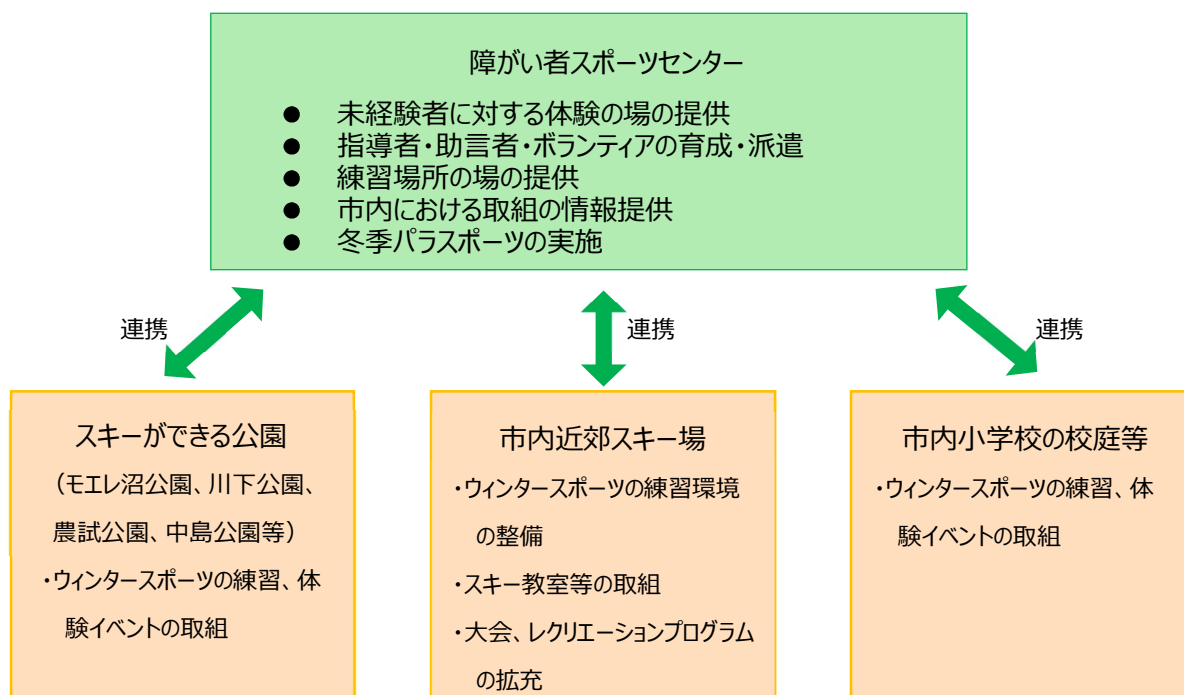
冬季スポーツの普及を図るためには、まず、未経験者の冬季スポーツへの体験機会を創出することが肝要である。その効果的な施策として、障がい者スポーツセンターに来訪した人たちへの用具の紹介、試着、冬季・夏季問わず隣接するスロープや走路での体験や練習を実践することが望まれる。

加えて、障がい者スポーツセンターにおける指導者・伴走者・ボランティア育成を図り、市内公園、スキー場、校庭等の身近な環境における練習等の振興を図ることが望まれる。なお、市内スキー場、公園、小学校の校庭等の身近な練習環境においては、アップダウンの少ないコースの整備、休日を利用できるコースの提供、練習プログラムの提供、休日における練習機会の拡充等の取組が望まれる。

さらに、障がいのある方でも気軽に参加できる大会・レクリエーションプログラムの拡充により、参加者のスポーツへの意欲を高める取組も望まれる。

### ■ 冬季スポーツの振興方策

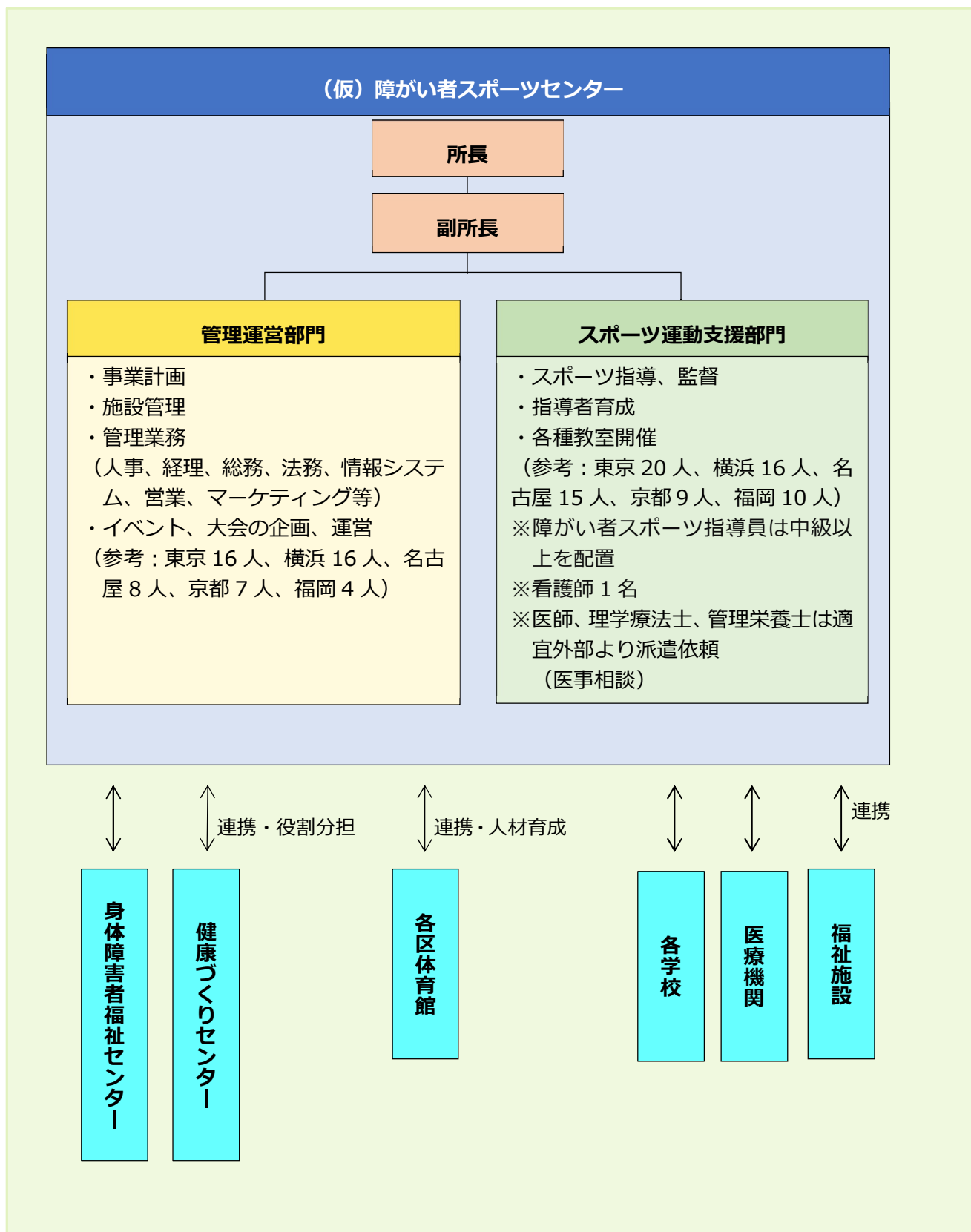
- 未経験者に対する体験の場の提供
  - ・障がい者スポーツセンターの利用者に対する冬季スポーツの紹介  
(各種用具の試着・リース、体験を通して参加人口の増加を図る)
- 指導者、助言者の育成
  - ・障がい者スポーツセンターにおける指導者育成、伴走者などボランティア育成
- 練習場所の提供
  - ・障がい者スポーツセンターの敷地、練習コースによる初心者練習の場を提供
  - ・市内スキー場、公園、小学校の校庭等における練習機会の拡充  
(アップダウンの少ないコースの整備、休日を利用できるコースの提供、練習プログラムの提供、休日における練習機会の拡充、公共交通機関のバリアフリー化)
- 障がいのある方でも気軽に参加できる大会・レクリエーションプログラムの拡充



障がい者スポーツセンターを中心とした連携図

## 7 運営体制

想定される施設規模や実施事業の内容、他都市の状況を踏まえ、新施設の運営体制を以下の通り整理する。



## 8 市内他施設との役割分担

新たに整備する障がい者スポーツセンターと既に整備・運営されている既存施設の「札幌市身体障害者福祉センター」、「健康づくりセンター」との役割分担、既存施設との連携方策等を整理する。

### (1) 札幌市身体障害者福祉センター

「身体障害者福祉センター」は、身体障害者福祉法に基づき、身体障がいのある方の福祉の増進を図ることを目的に設置され、各種相談に応じるとともに、機能回復訓練、教養の向上、社会との交流の促進に向けた取組などを総合的に行っている。

機能回復の取組には、リハビリテーション、スポーツ教室の開催など、障がい者スポーツセンターと重複する要素もあるが、身体障害者福祉センターでは、法に基づく障がいのある方の社会参加支援施設として、福祉の向上や健康・体力増進に重点を置いた活動となっている。

次表は、スポーツ振興に関する取組内容と実績について、札幌市身体障害者福祉センターと障害者スポーツ文化センター横浜ラポールとを比較したものであるが、取組内容や実施回数の差が大きいことが明らかである。

(札幌市身体障がい者福祉センターと障害者スポーツ文化センター横浜ラポール)

取組内容	札幌市身体障害者福祉センター	障害者スポーツ文化センター横浜ラポール
各種スポーツ教室の開催	卓球、水泳、アーチェリー H30年度 67回/年	卓球、水泳、ボウリング、ジュニアダンス、サッカー、アウトドアスポーツ、フライディングディスク、ビンゴボール、ポッチャ等 H30年度:341回/年
リハビリテーションスポーツ支援	機能回復訓練、水浴訓練、渦流浴訓練 H30年度:335回/年	リハ・スポーツ教室、各種相談、スポーツ体験、個別指導等 H30年度:1,080回/年
スポーツ大会・交流イベント	札幌市障がい者スポーツ大会“すずらんピック”運営等 H30年度:5競技/年	ハマピックでの大会運営 H30年度:9競技/年
スポーツフェスタ等の実施	－	どなたでも参加が可能なポッチャの競技会等 H30年度:9回/年
各種リーグ戦や記録会	－	肢体不自由及び知的障害を対象とした競技会等 H30年度:23回/年
市代表選手を対象に競技力の向上を図る練習会	適宜利用団体等に施設を提供	H30年度:46回/年
人材育成・各種研修	初級障がい者スポーツ指導員養成講習会 1回/年	障がい者スポーツ体験研修会、初級障害者スポーツ指導員養成講座等 H30年度:133回/年
地域支援	自主的に活動するクラブ等へ支援(9クラブへ支援)	地域の障がいのある方を対象としたスポーツ教室、自主的なスポーツ活動を開始したサークル等に対する支援、地域のボランティア等を対象とした研修等 H30年度:159回/年

## (2) 札幌市健康づくりセンター

「健康づくりセンター」は、札幌市健康づくりセンター条例に基づき、健康づくりに関する知識を普及し、健康づくり活動の実践の場を提供するとともに、市民自らの健康状態についての認識を高めることにより、市民の健康づくりを推進し、もって市民の健康増進を図ることを目的としている。そのため、安全に運動を実践できるよう、運動前のメディカルチェックと体力測定を行い、その結果に基づき、医師、保健師、管理栄養士、理学療法士、健康運動指導士等の専門スタッフが健康状態や体力に合わせて運動プログラムの作成や個別の指導を行っている。特に生活習慣病の発症予防と重症化予防が必要な方、要支援・要介護の予防が必要な方、障がいのある方等の健康づくりを重視して健康づくり活動の支援を行っている。

「健康づくりセンター」において、今後、なお一層、多様な障がいに対応した指導体制、バリアフリー（更衣室、各種用具保管、非常時対応等）について十分に対応し利用拡大を図ることが望まれる。

一方、同様の取組を障がい者スポーツセンターにおいて行う場合、障がいのある方に対する健康づくりをサポートする人材を育成し、札幌市健康づくりセンターとの連携による各所の障がいのある方への対応の充実、施設の相互紹介により、障がいのある方が健康づくりに取り組むためのタッチポイントの拡充を図ることが望まれる。

施設名		札幌市身体障害者福祉センター	健康づくりセンター
目的		・身体障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営めるよう、身体障がい者に対する各種相談、機能回復訓練、教養の向上、社会との交流の促進等を総合的に供与することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。	・健康づくりに関する知識を普及し、健康づくり活動の実践の場を提供するとともに、市民自らの健康状態についての認識を高めることにより、市民の健康づくりを推進し、もって市民の健康増進を図ることを目的としている。
現状の取組		・文化教室（手話、生花、囲碁、陶芸等）、スポーツ教室（卓球、ダンス等）の各種取組による更生を行っている。	・健康度測定（メディカルチェック・体力測定）、運動プログラムの作成・個別指導、健康サポート教室（膝痛・腰痛予防教室等）、運動教室（太極拳、ヨガ等）、健康講座、ストレッチ、筋トレ、エアロビクス等の各種取組による健康づくり活動の支援を行っている。
関係法令		身体障害者福祉法 第 31 条 身体障害者福祉センターは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設とする。	札幌市健康づくりセンター条例
障がい者スポーツセンターとの役割分担	重複する機能	・リハビリテーション ・レクリエーション ・スポーツクラブの活動	・健康づくり
	障がい者スポーツセンターが担う役割	広範囲な取組をとおして障がいのある方が新しい活動するためのタッチポイント、障がいのある方とない人がともに活動するためのタッチポイントとしての機能 ・スポーツ大会 ・どなたでも参加可能なスポーツイベント ・スポーツの競技会、交流戦、記録会等の開催 ・強化練習 ・人材育成 ・地域から要請への支援等	・多様な障がいにも対応した健康づくり ・障がいのある方に対する健康づくりをサポートする人材育成 ・札幌市健康づくりセンターとの連携をとおした障がいのある方への健康づくりへのタッチポイントの拡充

## 参考資料

### 1 他都市の障がい者スポーツセンターの状況（主な機能）

都市	体育館	プール	トレーニング室	卓球室 (STT 室)	会議室 研修室等
横浜市障がい者 スポーツ文化センター	約 1,500 m <sup>2</sup>	25m×6 レン	○	○	○
名古屋市障がい者 スポーツセンター	819.2 m <sup>2</sup>	25m×6 レン	○	○	○
京都市障がい者 スポーツセンター	1,279 m <sup>2</sup>	25m×6 レン	○	○	○
大阪市長居障がい者 スポーツセンター	754.3 m <sup>2</sup>	25m×6 レン	○	○	○
大阪市舞洲障がい者 スポーツセンター	1,429 m <sup>2</sup>	25m×8 レン	○	○	○
堺市立健康福祉プラザ スポーツセンター	687 m <sup>2</sup>	25m×6 レン	○	—	—
神戸市立市民福祉 スポーツセンター	758 m <sup>2</sup>	25m×6 レン	○	—	—
広島市心身障がい者 福祉センター	852 m <sup>2</sup>	25m×6 レン	○	○	○
北九州市障がい者 スポーツセンター	1,037 m <sup>2</sup>	25m×5 レン	○	○	○
福岡市立障がい者 スポーツセンター	821 m <sup>2</sup>	25m×6 レン	○	○	○

※各施設のホームページや各都市へのアンケート調査をもとに作成

※横浜市、堺市、神戸市については、市民交流センター等との複合施設。複合施設内には、会議室あり。

## 2 障がい者スポーツセンターのスタッフ数・各資格保有者数

都市	職員数	障がい者スポーツ指導員			障がい者スポーツコーチ	障がい者スポーツトレーナー	障がい者スポーツ医	その他
		初級	中級	上級				
横浜市障害者スポーツ文化センター	51人	6人	8人	5人	0人	0人	0人	手話通訳者、保健師、栄養士
名古屋市障害者スポーツセンター	26人	4人	5人	8人	2人	0人	0人	健康運動指導士、スポーツリーダー、体育施設管理士、体育施設運営士、プール施設管理士、プール衛生管理者など
京都市障害者スポーツセンター	13人	0人	5人	5人	1人	5人	0人	
大阪市長居障がい者スポーツセンター	23人	4人	5人	7人	0人	0人	0人	理学療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、体育施設管理士、体育施設運営士、プール衛生管理者、水泳指導管理士、ミュージック・ケアトレーナー
大阪市舞洲障がい者スポーツセンター	24人	5人	6人	7人	2人	0人	0人	理学療法士、上級体育施設管理士、体育施設管理士、プール衛生管理者、プール施設管理士、トレーニング指導士、水泳指導管理士2名、健康運動指導士1名、ミュージックケアトレーナー1名
堺市立健康福祉プラザスポーツセンター	52人	5人	1人	2人	0人	0人	0人	健康運動指導士、日赤水上安全救助員、日赤救急法救急員、中高第一種免許保健体育
神戸市立市民福祉スポーツセンター	24人	9人	2人	1人	0人	0人	0人	
広島市心身障害者福祉センター	25人	2人	1人	3人	1人	0人	0人	上級体育施設管理士、体育施設運営士、プール衛生管理士日本フィットネス協会IAPCのダンシングインストラクター
北九州市障害者スポーツセンター	32人	3人	2人	3人	1人	0人	0人	体育施設管理士、健康運動指導士など
福岡市立障がい者スポーツセンター	36人	9人	4人	2人	1人	0人	0人	

※各都市へのアンケート調査をもとに作成